

山梨県南アルプス市
Masugataateibo
柵形堤防－第2次調査2－

堤防遺跡の埋蔵文化財確認調査報告書

2015.3
南アルプス市教育委員会

MASUGATAATEIBO EXCAVATION REPORT

山梨県南アルプス市
Masugata teibo
枠形堤防－第2次調査2－

堤防遺跡の埋蔵文化財確認調査報告書

2015. 3

南アルプス市教育委員会

例　　言

1. 本書は山梨県南アルプス市有野において平成24年度に実施した堤防遺跡である樹形堤防の試掘・確認調査報告書である。
2. 本事業は国宝重要文化財等保存整備費補助金・山梨県文化財関係補助金を受け、南アルプス市教育委員会が実施した。
3. 周知の埋蔵文化財包蔵地の名称は「後田堰取水口堤防跡」であるが、これは平成15～17年度に実施した南アルプス市内遺跡詳細分布調査時、便宜的に名づけたものである。それ以降の調査によって近世及び近代の文献で「枡形」および「樹形堤防」との記述が確認されたことから、本報告書では遺構の名称を「樹形堤防」とした。
4. 発掘調査は斎藤秀樹が担当した。
5. 本書の執筆および編集は斎藤が行った。
6. 整理作業には、小林素子、桜井理恵、穂坂美佐子が参加した。
7. 遺構の測量、図化は株式会社テクノプランニングに委託した。
8. 本調査で得られた出土品およびすべての記録は、南アルプス市教育委員会に保管してある。

9. 試掘・確認調査から報告書作成まで、次の諸氏、諸機関にご教示、ご協力を賜った。記して感謝の意としたい。(敬称略・五十音順)

伊藤 宏、小川幸子、谷口一夫、名取勝雄、畠 大介、矢崎静夫

有野区、釜無右岸土地改良区連合、公益財團法人山梨文化財研究所、徳島堰土地改良区、土木学会附属土木図書館、六科区、山梨県教育委員会学術文化財課、山梨県埋蔵文化財センター、山梨県立あけぼの医療福祉センター、山梨県立育精福祉センター、山梨県立わかば支援学校

凡　　例

1. 遺構図の縮尺は、それぞれ図に明記しているが、原則として以下のとおりである。
全体図・・・・・・1/250、平面・断面・断立面・エレベーション図・・・・1/50
2. 遺構図中で使用したスクリーントーンの凡例は各挿図に掲載した。
3. 各遺構平面図における座標X・Y数値は平面直角座標第Ⅷ系に基づく座標数値であり、方位はすべて座標北を示す。
4. 遺構の断面図における「408.00m」等の数値は標高を表す。
5. 写真図版の縮尺は統一されていない。

目 次

| | |
|-------------------------|--|
| 例 言 | |
| 凡 例 | |
| 目 次 | |
| 第Ⅰ章 調査に至る経緯と経過 ······ 1 | |
| 第1節 調査に至る経緯 ······ 1 | |
| 第2節 調査の経過と調査組織 ······ 1 | |
| 第Ⅱ章 遺跡の地理・歴史環境 ······ 2 | |
| 第1節 地理環境 ······ 2 | |
| 1. 市内の地形 | |
| 2. 御勅使川と御勅使川扇状地 | |
| 第2節 歴史環境 ······ 3 | |
| 1. 信玄伝承の治水施設 | |
| 2. 徳島堰 | |
| 第Ⅲ章 調査の方法 ······ 10 | |
| 第1節 調査の方法 ······ 10 | |
| 第2節 部分の名称 ······ 10 | |
| 第Ⅳ章 発見された遺構 ······ 11 | |
| 第1節 堤 防 ······ 11 | |
| 1. 堤防の形状・石積みと石葺き | |
| 第2節 堤防基底部 ······ 11 | |
| 1. 木工沈床 | |
| 2. 川裏側の調査 | |
| 第Ⅴ章 総括 ······ 20 | |
| 第1節 楊形堤防と徳島堰御勅使川 | |
| 横断工法の変遷 ······ 20 | |
| 1. 近世 | |
| 2. 明治～昭和時代 | |
| 第2節 今後の課題と展望 ······ 26 | |
| 引用・参考文献 | |
| 参考史料 | |
| 図 版 | |

挿 図 目 次

| | |
|------------------------------------|----------|
| 第1図 御勅使川扇状地地形分類図および堤防遺跡分布図 | ····· 7 |
| 第2図 楊形堤防周辺地形図 | ····· 9 |
| 第3図 部分名称図 | ····· 10 |
| 第4図 木工沈床模式図 | ····· 12 |
| 第5図 遺構全体図 | ····· 13 |
| 第6図 遺構等高線図 | ····· 15 |
| 第7図 第3・4トレンチ平面図、断面・立面 ・エレベーション図 | ····· 17 |
| 第8図 第3トレンチ断面・立面図および 第4トレンチ立面図 | ····· 19 |
| 第9図 楊形堤防全体図 | ····· 21 |
| 第10図 楊形堤防および御勅使川横断工法の変遷1 | ····· 22 |
| 第11図 徳島堰野牛島、六科樋口変遷図1 | ····· 23 |
| 第12図 楊形堤防および御勅使川横断工法の変遷2 | ····· 24 |
| 第13図 徳島堰野牛島、六科樋口変遷図2 | ····· 25 |

表 目 次

| | |
|----------------|----------|
| 表1 楊形堤防規模・構造一覧 | ····· 11 |
|----------------|----------|

史 料 目 次

| | |
|--|----------|
| 史料1 寛文八年新田堰御普請入用勘定帳（控） | ····· 31 |
| 史料2 徳島堰水門掛樋埋植調へ（写） | ····· 31 |
| 史料3 徳島堰樋口反別調へ（写） | ····· 31 |
| 史料4 徳島堰樋口高反別調へ（写） | ····· 32 |
| 史料5 徳島堰根原記（写） | ····· 32 |
| 史料6 徳島堰高反別水門寸法帳 | ····· 32 |
| 史料7 御勅使川甲蓋二模様替願（下） | ····· 33 |
| 史料8 木工沈床特許史料 | ····· 34 |
| 史料9 明治32年 御勅使川通第四号字四番工事 設計書 中巨摩郡有野村（名取家文書） | ····· 35 |
| 史料10 明治32年 御勅使川通第五号字五番工事 設計書 中巨摩郡有野村（名取家文書） | ····· 36 |
| 史料11 明治32年 御勅使川通第五号字五番工事 設計書 中巨摩郡有野村（名取家文書） | ····· 37 |
| 史料12 御勅使川徳島堰埋植改修 | ····· 38 |

図版目次

図版 1

1. 水下二十二ヶ村川除堤修復絵図 年不詳
2. 徳島堰見取図 年不詳

図版 2

1. 御勤使川本瀬通新御普請所箇所付給図 年不詳
2. 徳島堰水門施絵図 年不詳

図版 3

1. 有野村御勤使川通堤切所絵図 年不詳
2. 御勤使川本瀬通堤普請箇所絵図 年不詳

図版 4

1. 徳島堰大口上円井村地内より流末曲輪田新田まで施絵
　図 慶応 4年
2. 巨摩郡下条南割村差出絵図 年不詳

図版 5

1. 巨摩郡下条南割村御普請所通鹿絵図 慶応 4年
2. 巨摩郡下条南割村差出絵図 明治 2年

図版 6

1. 明治 4年末六科村堤防図
2. 明治 21年測量地形図

図版 7

1. 徳島堰の図 明治 12年
2. 明治 21年測量 同 43年第一回修正 大正 5年製版
地形図

図版 8

1. 第3トレンチ南堤調査前写真（南東から）
2. 第3トレンチ南堤調査前写真（南から）
3. 第3トレンチ南堤調査前写真（南西から）

図版 9

1. 第3トレンチ調査風景（北西から）
2. 第3トレンチ調査風景（北西から）
3. 第3トレンチ調査風景（北西から）

図版 10

1. 第3トレンチ全景（南から）
2. 第3トレンチ全景（北から）
3. 第3トレンチ全景（南から）

図版 11

1. 第3トレンチ木工沈床および西壁断面（東から）
2. 第3トレンチ木工沈床および西壁断面（東から）
3. 第3トレンチ木工沈床（南から）

図版 12

1. 第3トレンチ遠景（南東から）
2. 第3トレンチ木工沈床（北から）
3. 第3トレンチ木工沈床および東壁断面（北西から）

図版 13

1. 第3トレンチ木工沈床（西から）
2. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（d列丸鋼8）
3. 第3トレンチボルト（d列ボルト7）

図版 14

1. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（c列丸鋼5）
2. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（c列丸鋼5）
3. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（b列丸鋼4）

図版 15

1. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（b列丸鋼4）
2. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（c列丸鋼6）
3. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（c列丸鋼6）

図版 16

1. 第4トレンチ南堤調査前写真（北から）
2. 第4トレンチ遠景（東から）
3. 第4トレンチ西壁断面（東から）

図版 17

1. 第4トレンチ全景（北から）
 2. 第4トレンチ基底部（北から）
 3. 第4トレンチ基底部（北から）
1. 調査風景（北東から）
 2. 調査風景（西から）
 3. 調査風景（北西から）

図版 18

第Ⅰ章 調査に至る経緯と経過

第1節 調査に至る経緯

南アルプス市は甲府盆地の西部に位置している。市の西側には市名のもととなった「南アルプス」が南北に走り、さらにその東側には2,000mの山々からなる巨摩山地が展開している。南アルプス市の北には巨摩山地を源流とする御勅使川が東流し、市東側には釜無川が南流している。両河川とも急流河川であり、とりわけ御勅使川は古くから暴れ川として知られていた。そのため御勅使川の流域には武田信玄築堤の伝承をもつ国史跡石積出や将棋頭などの治水施設が分布するだけでなく、流路沿いに多くの堤防遺跡が分布していることが平成7～9年に行われた山梨県教育委員会による分布調査や平成11年度に実施した八田村遺跡詳細分布調査、合併後の平成15～17年度に実施した市内遺跡詳細分布調査によって明らかとなった。こうした堤防遺跡は、歴史的に水とのかかわりが深い南アルプス市を象徴する重要な遺跡であり、現存する遺構を把握するため、平成18年度以降も継続的に治水・利水遺構の分布調査を実施してきた。

堤防遺跡の中でも本調査の対象である柳形堤防は、御勅使川を暗渠で横断する徳島堰（寛文11（1671）年竣工）から川原内で取水し旧六科村の水田へ引き込む後水門を守る堤防であり、治水・利水と関係する重要な遺構である。近世の絵図を見ると御勅使川暗渠上に少なくとも3基の同形状の堤防が認められるが（図版1-2、図版2-2、図版3-2）、柳形堤防は現存する唯一の堤防である。南アルプス市教育委員会では、この遺構を保全し、国史跡石積出や将棋頭、徳島堰を完成させた矢崎又衛門ゆかりの矢崎家住宅（市指定文化財）など、御勅使川や徳島堰に関連する文化財と連携した活用を図るために、柳形堤防の試掘・確認調査（以下試掘調査）を実施することを決定した。

第2節 調査の経過と調査組織

平成19年度は予備調査として落ち葉等の清掃作業を行い、写真撮影および遺構確認調査を行った。翌20年度は清掃作業の後、測量調査を実施し、遺構の平面図を作成して遺構の遺存状況を記録した。平成21年度は北堤および北東堤の川表側の試掘調査を実施し、根固めとして敷設されていた木工沈床を検出し、遺構の北側の範囲を確定した。平成23年度は南堤の川表側の試掘調査を実施し、根固めに木工沈床を検出するとともに、徳島堰の御勅使川暗渠の天井部を確認し、遺構南側の範囲を確認した。平成24年度は、木工沈床の単位をより正確に把握するために、南堤の川表側に1箇所（第3トレンチ）を設定するとともに、川裏側の構造を把握するため、南堤川裏側に1箇所（第4トレンチ）を設定し、試掘調査を実施した。

調査の経過

平成25年

- 3月4日（月） 晴れ 調査初日。第3トレンチ発掘開始。
- 3月5日（火） 晴れ 第3トレンチ木工沈床検出、精査。
- 3月6日（水） 晴れ 第3トレンチ木工沈床清掃。全景写真撮影および測量。第4トレンチ発掘開始。
- 3月7日（木） 晴れ 第3トレンチ全景写真撮影および測量。第4トレンチ全景写真撮影および測量。
- 3月8日（金） 晴れ 第3・4トレンチ測量および調査区養生。

調査組織

調査主体 南アルプス市教育委員会

調査担当者 斎藤秀樹

作業員 市ノ瀬政次、小林美佐子、小林素子、桜井理恵、中澤保、名取茂、山村隼人

第Ⅱ章 遺跡の地理・歴史環境

第1節 地理環境

1. 市内の地形

南アルプス市は、甲府盆地の西部に位置し、総面積 264.06 km²、山梨県の面積の約 5.9%を占めている。市域の東には釜無川が南流し、釜無川左岸に位置する一部の飛地を除いて、釜無川がほぼ市域を画する境界となっている。甲府盆地の中で、釜無川右岸は西郡（にしごおり）と呼ばれてきた地域であり、その大部分を南アルプス市域が占める。

西郡では伝統的に地域の地形を「山方」「根方」「原方」「田方」の4つに分類し呼称してきた。この4つの言葉を手がかりに、以下で市内の地形を概観したい（第1図）。

「山方」は市西部に広がる山岳部を指す名称である。市の西側には市名の元となった「南アルプス」、いわゆる赤石山脈が南北に走り、日本第2位の高峰である北岳（3,193 m）をはじめ、間ノ岳（3,189 m）、仙丈ヶ岳（3,033 m）など3,000 m級の山々が嶺を連ねている。日本列島を南北に貫く糸魚川一静岡構造線を間にはさんで、その東側には櫛形山、丸山など標高2,000 m級の山々がそびえる巨摩山地が南北に展開する。こうした「山方」の森林面積は193.4 km²と広大で、市面積の約73%を占める。

「山方」の東側は「根方」と呼ばれ、山岳部の東麓に位置する台地や高位段丘地域およびその崖下に展開する扇状地扇頂部を指す名称である。巨摩山地の東側には、御勅使川左岸の大嵐地区や右岸の築山地区、飯平地区で高位段丘が見られる。

「原方」は、「山方」「根方」のおおむね東側に位置し、山岳部を水源として東へと流下する御勅使川や深沢川、市之瀬川など諸河川が造り出す扇状地の扇央から扇端部を指す。御勅使川によって市西域の中北部に形成された御勅使川扇状地は特に広大な面積をほこり、多くの集落がこの扇状地上に立地している。

「田方」は、市東側を南流する釜無川が御勅使川扇状地を浸食して造りだした氾濫原に当たる。御勅使川・滝沢川扇状地と氾濫原の境には、比高差2~10m前後の浸食崖が形成されており、八田地区野牛島から若草地区鏡中条にわたってその崖が南北に続いている。崖下は、扇頂部で地下に潜り込んだ御勅使川の伏流水が湧出する地点で、湧水池が浸食崖にそって弧状に点在している。湧水池より東側の氾濫原は水の豊富な地帯となり、古くから水田耕作が営まれてきた市内の米どころとなっている。

2. 御勅使川と御勅使川扇状地

お熊野堤が築堤された御勅使川は、巨摩山地のドノコヤ峠（約1,518 m）の東麓に源を発し、山地を流下して塩前付近で平地に入り、南アルプス市の北側を東流して釜無川に合流している。総延長18.78kmを数える。御勅使川は古くから暴れ川として有名で、巨摩山地の山々を削ることで大量の砂礫を供給し、下流の甲府盆地西部に東西7.5km、南北10km、面積約49 km²にわたる御勅使川扇状地を形成している。扇状地は主体が砂礫のため地下水位が低く、水の乏しい乾燥した土地となる。御勅使川扇状地の扇尖部に位置する上八田・西野・在家塚・上今井・桃園・吉田・小笠原の集落は、近世から「原七郷」と呼ばれ、「お月夜でも焼ける」と言われるほど水の獲得に苦労した地域であった。そのため主な生業は木綿や煙草を作り出す畑作が主体で、この産物を行商で売る生活様式が江戸時代の特徴となっていた。現在は灌漑水路の整備が進み、水はけのよい土地であることを利用して葡萄や桃、サクランボなど果樹栽培が盛んである。

こうした日本有数の扇状地を造りだした御勅使川は、現在でこそ河道が固定されているが、過去に何度も流路の変更を繰り返してきた。現在南アルプス市北部を東西に走る県道甲斐芦安線が、明治30年まで御勅使川流路であったことは広く知られている。かつてこの流路は、地元で「前御勅使川」と呼ばれ、昭和に入り「四間道路」が整備され、その後高度経済成長期の開発の波をうけるまでは県道沿いに旧堤防が残り、家屋も少なく川としての面影を残していた。遺跡の分布状況や庄名の研究等から、戦国時代にはすでに前御勅

使川が流れていたことは確実視されている（畠 1997）。前御勅使川の流路上には、運搬された砂礫によって浸食崖が埋め立てられ、下流に小扇状地が形成されており、一定期間御勅使川の本流であったことがうかがえる。前御勅使川以前の流路については、1969 年に刊行された『白根町誌』で有野から西野を経由し現在の白根高校付近に至るルートがすでに図示されている。1990 年代に入ると市内を南北に貫く中部横断自動車道に伴う試掘調査や航空写真からの研究によって科学的な証拠が提示され、現在では流路の具体的なルートがわかりつつある（保坂 1999、2002a）。百々に位置する百々遺跡の発掘調査から、この流路は平安時代から中世にかけて本流であったと推測されており、「御勅使川南流路」と名付けられている。また近年では、市内の遺跡の発掘調査結果や遺跡分布から「御勅使川南流路」よりさらに南に旧流路の存在が複数指摘されている（今福 2004b）。

第2節 歴史環境

1. 信玄伝承の治水施設

御勅使川は古くから暴れ川として有名で、いくつもの治水施設が造られてきた。とりわけ戦国時代、武田信玄による御勅使川・釜無川の治水事業は全国的にも著名で、数々の歴史書や土木工学書でもふれられている。それらは江戸時代にまとめられた地誌『甲斐国志』（1814）の以下の記述に依拠している。

「武田信玄ノ時ニ至リ大ニ水役ヲ興シ下条南削村ニテ岩ヲ鑿スルコト広十八歩上流駒場・有野ニ石積出ヲ置キ駿流ヲ激シテ斜ニ東北へ向ハシム対岸ハ竜王村ノ赤岩ナリ 一名高岩又六科村西ニ圭角ノ堤ヲ築キ流ヲ両派ニシテ以テ水勢ヲ分ツ是ヲ將棋頭ト云其突流シテ釜無河ニ会スル所ニ大石ヲ並置テ水勢ヲ殺グ釜無河ノ水ト共ニ順流シテ南方ニ趣カシム於是暴流頓ニ止ミ竜王村ノ堤ヲ築テ村里ヲ復スルコトヲ得タリト云」（巻之三十一 山川部第十二 巨郡西郡筋）

上記の資料には武田信玄の時代に「石積出」や「將棋頭」、「堀切」、「十六石」などの諸施設が整備され、御勅使川と釜無川の総合的な治水事業が行われた内容が記述されている。これが「石積出」や「將棋頭」が武田信玄の史跡と言わされてきた所以である。しかし戦国時代の資料に「石積出」や「將棋頭」の記述が見られず、発掘調査によっても戦国時代の構築を裏付ける結果がでていないことから、構築時期や役割について 1980 年代後半から疑問が投げかけられ、再考が続いている（畠 1988、2007、笛本 1998）。以下では近年の研究成果をもとに、主要な治水施設の概要を見ていきたい。

石積出

石積出は御勅使川扇状地扇頂部に築かれた堤防で、現存する一～五番堤の内、一～三番堤が將棋頭とともに国の史跡に指定されている。『甲斐国志』では信玄の時代、水流を北東へ向けるために設置したとあるが、絵図や史料から判断して、有野の水田や集落、さらに御勅使川扇状地に立地する村々を守る目的があったことが指摘されている（畠 1988）。近世において、石積出を含めた有野村の堤防が決壊すると、洪水流が御勅使川の旧流路に流れ込み、吉田村や寺部村など御勅使川から遠く離れた集落にまで洪水被害が及んでいる（「御勅使川氾濫流失高有野村書上覚」白根町誌編纂委員会 1969 所収等）。そのため、有野村は堤防補修工事の際に、下流の 21 ヶ村から人手を促す権利を幕府から許されており、有野の堤防は扇状地の村々共同で守られていたとも言える。また、有野集落の西端、扇状地のまさに扇頂部に位置する水宮神社は、水神を祀り治山治水を祈願する神社であり、夏に行われていた祭りの時には、同様に有野村の他、下流の 21 ヶ村が参加して水防を祈願したと伝えられている。なお、五番堤の下流には、近年まで地域で「ワタクシダシ」と呼ばれてきた堤防が存在した。「ワタクシダシ」は、石積出の破堤に備えるため、有野村の自普請によって守られてきたと考えられる堤防で、この地点が重層的に防御してきたことを知ることができる。

石積出一番堤の上流には御勅使川から取水する「四ヶ塙堰」の取水口があり、ここで取水された水はこの堰を通り、石積出によって、守られた有野、築山、飯野、飯野新田を灌漑している。寛文年間の徳島堰開削以前は、飯野新田が立村していないため、三ヶ村を灌漑する「三ヶ村堰」と呼ばれていた。三ヶ村堰の開削

時期は明らかとなっていないが、少なくとも近世においては治水施設である石積出と一体となって機能していたと考えられる。

現在見られる石積出は、破損しては補修、改修が行われる治水施設の宿命から、明治、大正期に改修されたもので、三番堤の根固めには、木材を井桁状に組み、中に石を詰めて沈床とする「木工沈床」が用いられている。木工沈床は明治時代にオランダの技術者が伝えた「粗朶沈床」を小西龍之介が改良して考案した工法と言われ（眞田 1932）、西欧の工法を反映した近代日本の土木技術が石積出にも使用されている。

四番堤は平成 17 年度に浄水場排泥池及び濃縮槽建設工事に伴う緊急の発掘調査が行われ、その構造の一部が明らかとなった。堤防の基礎は丸太を梯子状に組んで堤体の沈下を防ぐ梯子土台が設けられ、川表側には 80cm 前後の石を用いた石積みが施されコンクリートで固定されていた。根固めには三番堤と同様に木工沈床が用いられ、そのさらに川表側には、鉄線蛇籠が縦に並べられている構造で、明治時代末から大正時代に施工されたものと推測されている。

一番堤と二番堤の間、また二番堤と三番堤の間等の堤間地については、昭和初期に現行堤防ができると、堤外地となり、それ以降に国有地からの払い下げが行われ、埋め立てられて畑地等になった。

六科将棋頭

六科将棋頭についても、『甲斐国志』の記述に依拠した研究が再考されつつある。構築時期は、戦国時代の史料に記述が見られないことや、発掘調査によっても戦国時代の構築を裏付ける結果がでていないことから、現在その初現を明確に示す証拠は得られていない。将棋頭の役割については、『甲斐国志』に書かれた水流を二分することにくわえて、扇状地上に耕地や村落を確保し、これらを水害から守るものであることが指摘されている（畠 1988）。実際、将棋頭内には後述する徳島堰から導水した水で作られた六科村の水田が広がっており、六科村の集落やさらに下流の野牛島村や上高砂村を守る役割が推測され、現在ではその説がほぼ定説化しつつある。明治 29 年（1896）の御影村（六科村、野牛島村、上高砂村が明治 8 年に合併）の水害状況を描いた絵図には、将棋頭のやや下流の堤防が決壊し、洪水流が六科を越えて野牛島の北を東流し、上高砂の集落を押し流した状況が描かれており、上記の説を裏付ける資料となっている。また、近世と推測される年不詳の巨麻郡下六科村絵図（山梨県教育委員会 1986 所収）を見ると、徳島堰から取水した水が将棋頭の堤内に導水され、東は菲崎道まで、現在の小字柳西、高塚、門脇、西原、堀向、北新田が灌漑され、水田耕作が行われていた状況を把握することができる。慶長 6（1601）年の検地帳（八田村誌編集委員会 1972 所収）では六科村で「田」の記載がなく、徳島堰の開削により初めて上記の地域で本格的な水田耕作が始まられたと考えられることから、少なくとも徳島堰が開削される寛文年間には、六科の水田を守る堤防が整備されていたと推測できる。

下条西割将棋頭・下条南割将棋頭

文久 2（1862）年の「上条南割村新聞故障一件（『徳島堰』）」によれば、「右川下之義者下条西割同南割六科三ヶ村將某頭ト唱候瀬割御堤三ヶ所有之、何レモ定式御普請所ニ御座候・・・」とあり、それぞれの村に将棋頭が造られていたことがわかる。

二つの将棋頭は『甲斐国志』にも記述がなく、構築時期は不明である。どちらも御勅使川の流路内に耕地を確保するために築かれたいわゆる「尻無し堤防」で、将棋の駒の形状を呈する。現存しているのは下条南割将棋頭で、南アルプス市の「石積出」および「将棋頭」とともに「御勅使川旧堤防」として国史跡に指定されている。川表側に小段を設け、敷 12 m、天端 5 m、高さ 3 m を測る。1987 年の菲崎市教育委員会による発掘調査によれば、堤防は自然堆積層の上に土を盛り、裏込めをせずに石を置く工法で造られており、基底部には木工沈床などの根固めは施されておらず、六科将棋頭と比較すると脆弱な構造である（山下 1989）。

千野家文書絵図（古 14-1215 県立博物館蔵）を見ると、下条西割将棋頭、下条南割将棋頭とともに徳島堰から水路が引かれており、そこからの取水によって水田が営まれている。ただし下条南割将棋頭の場合は、

西側の水田のみ徳島堰からの水を取っており、東側の水田は北から流れる「西原堰」から引水している。つまり将棋頭内で2地区に分かれて水田耕作が行われていたことが明らかとなっている（斎藤 2004）。

堀切

将棋頭の下流に位置する堀切は、『甲斐国志』の記述を基に韮崎市から南アルプス市まで続く竜岡台地の南端を信玄が人為的に掘り抜いた施設と考えられてきた。記録で確認できる最古の史料は、慶長6（1601）年下条南割村検地帳であり、そこに「堀切」が見られることから、堀切の開削が少なくとも織豊期まで遡ることは確実視されている（平山 2004）。一方で信玄開削を示す同時代の史料的裏付けがなく、周辺地形の特徴や仲田遺跡の調査結果から、御勅使川の流路変更による自然開削説も提示されている（保坂 2002a、今福 2004a、2004b）。堀切北東に位置する御座田遺跡の発掘調査によれば、堀切開削後に形成された小扇状地上の遺構から13世紀の青磁碗と柱状高台土器や14世紀代の常滑瓶、15～16世紀代の遺物が出土しており、これにより少なくとも15～16世紀に堀切が存在したことが初めて考古資料から確実視された（柳原 2007）。発掘調査を担当した柳原功一氏は小扇状地の形成開始時期について13世紀代の可能性も指摘しており、從来想定されていた戦国時代よりかなり早い段階で堀切が成立していたことが明らかとなりつつある。元禄13（1700）年の「下条南割村よりみでい川通堀切出岩切取に付口上書」（県立博物館蔵）では、堀切から突き出た出岩を切り出そうとする野牛島村に対して、その中止を御沙汰村が訴えており、近世において堀切は御勅使川の流路を決定づけ、水をコントロールする重要な地点として治水工事が計画されていたことがわかる（山下・斎藤 2002）。

十六石

御勅使川と釜無川の合流地点に置かれた十六石は、現在は埋没していて確認されていない。万治元（1658）年の文献資料「下今井村との境争論につき下条南割村訴状」（県立博物館蔵）の存在から判断して、17世紀前半にはすでに設置され、『甲斐国志』に見られるような御勅使川の流れを弱める施設ではなく、下今井村と下条南割村の境界標識であったことが推測されている（平山 2004）。また、「川除口伝書」の研究や近世絵図の研究からは、十六石が釜無川の水をね返し、流れを高岩の方へ向け、下流の高砂集落を守る役割を果たしていたとの指摘がある（安達 1988）。十六石の構造については、從来一例に並んだ構造が想定されていたが、千野家に残された多数の絵図を検討した結果、釜無川に対し2段あるいは小山状に積み上げられていた可能性が推測されている（山下・斎藤 2003）。

龍王川除（信玄堤）

『甲斐国志』に記述された治水施設の中で、唯一信玄の時代に施行が確認されている堤防である。築堤を示す直接的な史料は残されておらず着工の年月日は不明であるが、棟別役を免除する代りに堤防東側に定住を募る永禄3（1560）年8月の「武田家朱印状」から、この頃にはすでに完成されていたと考えられている（平山 2004）。現在想定されている信玄堤最古の姿は、貞享5（1688）年の「御本丸様書上」の記述に依拠している（古島 1972）。その資料によれば、長さ350間の土手の川表側に長さ450間、横6間の石積出が設けられ、さらに下の西郡道から西八幡境まで下川除と呼ばれる長さ700間、横6間の石積出が延びていた。川除の長さは合計で1150間になり、川表側に33箇所出しが敷設され、さらに上流には一の出しおよび二の出しが設けられていた。この姿が、信玄築堤時の姿をどの程度まで反映しているのかは不明であるが、350間の「土手」が本土手と呼ばれていることから、この「土手」を戦国時代のものとする意見がある（安達 1976）。

2. 徳島堰

徳島堰

御勅使川扇状地は水害が多発する一方で、砂礫が主体であるため地下水位が低く、常習の旱魃地域でもあった。そのため、水の獲得は扇状地に暮らす人々にとって最優先課題であり、水争いは戦後まで続けられてきた。徳島堰は、寛文年間に江戸深川の徳島兵左衛門によって計画された韮崎市上円井から南アルプス市の

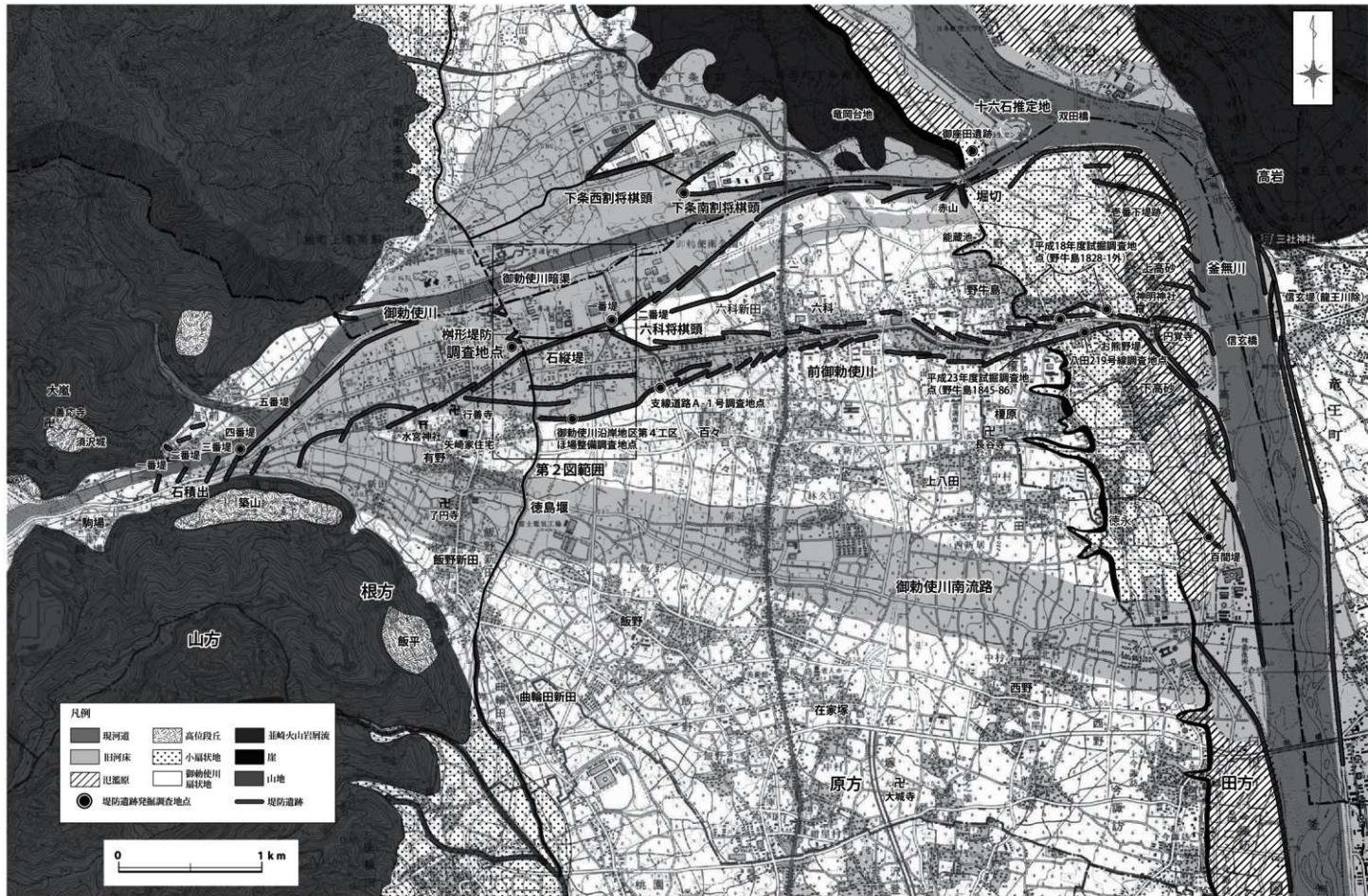
曲輪田新田まで約17kmを結ぶ灌漑水路である。寛文5（1665）年に着工され、2年後の寛文7年には曲輪田の大輪沢まで約17kmの通水に成功したと言われる。しかし、その年2回の大雨により堰がほぼ埋まり、兵左衛門はこれまでの工事費等の保証金と引き替えに江戸へ歸り、事業は甲府藩が引き継ぐこととなる。甲府城代戸田周防守は堰の復旧工事を家臣の沖田伝右衛門と有野の矢崎又右衛門に命じ、寛文10年に工事を完成させた。寛文11年、「徳島堰」と命名された新しい堰は、御勅使川扇状地全域を灌漑するまでには至らなかったが、堰の完成により六科や有野、百々、飯野の村々では新たな水田開発が可能となり、六科新田や飯野新田、曲輪田新田など新たな集落も形成された。飯野新田には徳島堰の完成を祈願して兵左衛門により建立された日蓮宗の了円寺があり、徳島兵左衛門夫妻の墓が建立された。また、有野には堰を完成させた矢崎又右衛門ゆかりの矢崎家住宅（市指定文化財）や菩提寺である行善寺が現在でも残されている。

御勅使川暗渠と樹形堤防

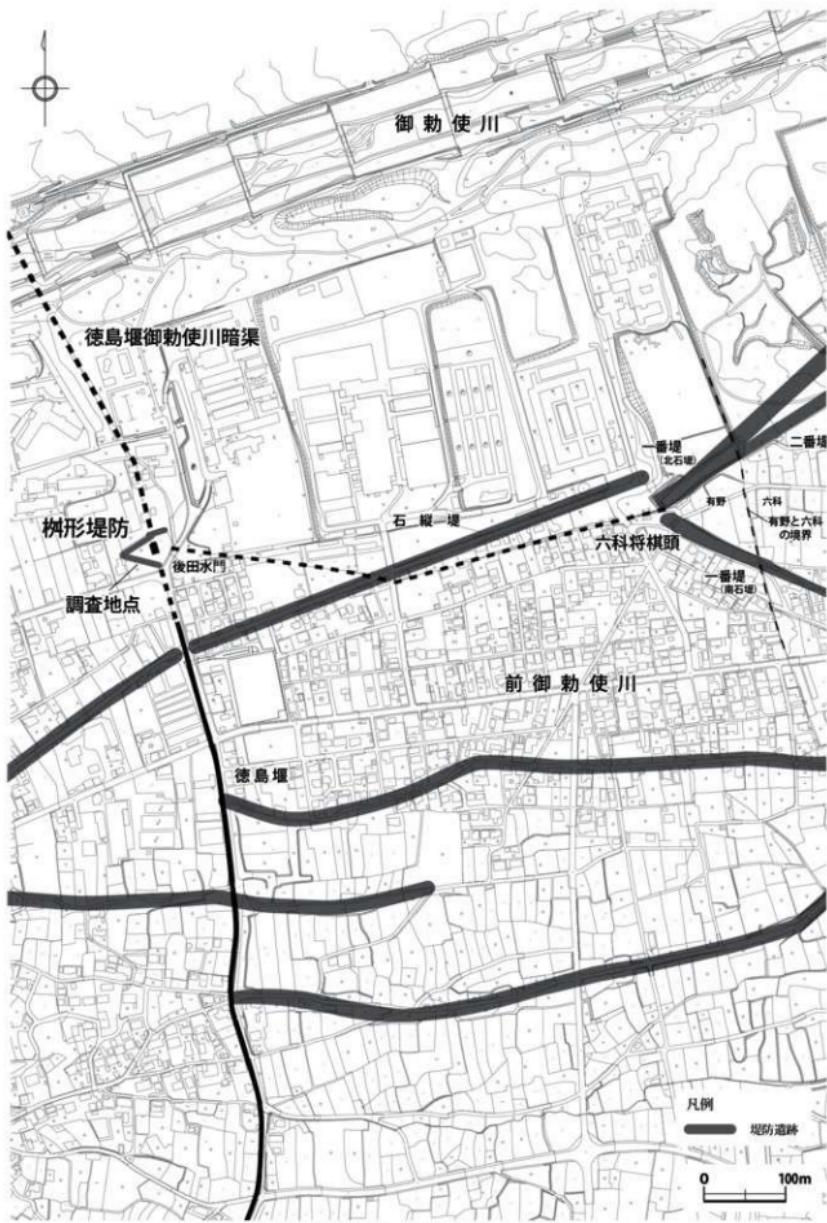
徳島堰の開削工事にとって最大の難関は御勅使川の横断であった。当初御勅使川の横断は、水路を掘り、盛った土の背に一間四方の板を並べ、板を牛栓で支える「板閘」と呼ばれる工法が採用されたが、宝永3（1706）年の「徳島堰水門掛樋埋樋調へ」（史料2）では埋樋の記述が見られることから、少なくとも宝永年間には埋樋への変更が行われていたことがわかる。

徳島堰の開削以後、六科村と野牛島村では御勅使川と村の位置関係から、徳島堰が御勅使川を横断する途中の河川敷の中に水門を設けざるを得ず、そこから将棋頭内へ導水され、新田が開かれている。その水門を守るために将棋頭状の堤防が必要となったと考えられ、明治12年の絵図（図版7-1）をみると、六科村の二つの水門、後田埋箱樋と後田戸水門を守る堤防1基、その北側に野牛島の後田戸水門を守る堤防1基が描かれている。さらに北側にもう1基描かれているが、これは水門ではなく御勅使川を横断する埋樋中七拾間樋と南七拾間樋間に保護する役割を持つ堤防と考えられる。年不詳だが、それらの絵図からは3基の堤防の形状・規模が異なっていたことが判読できる。また、年不詳の「水下二十二ヶ村川除堤修覆絵図（図版1-1）」には、樹形堤防と推測される三角形の堤防の川表側に水制と思われる印が描かれており、一定期間、栓や牛糞などが設置されていたと考えられる。現在地上で確認できるのは六科村の水門を守る堤防であり、参考史料12の大正9（1920）年「御勅使川徳島堰埋樋改修」によれば「徳島堰營造物改造ノ為中巨摩郡源村有野地内字新田区域御勅使川流域ノ南端樹形堤防ヨリ積隆堤防トノ間」であり、本調査対象である六科村の後田水門を守る堤防が「樹形堤防」と呼ばれていたことがわかる。

なお、六科の後田水門から取水された水は用水路を通り下流の六科将棋頭内へ通水されている。『中巨摩郡誌（中巨摩郡連合教育会 1928）』によれば、六科のこの用水路を「六科用水渠」、野牛島の用水路を「後田渠」として解説している。しかし、慶応4（1865）年の徳島堰の絵図（図版4-1）には野牛島の樋口として「後田戸水門」、六科の樋口として「後田樋口」「同所（後田）戸水門」とある。つまり、近世から幕末まで野牛島村と六科村の樋口は「後田」と呼ばれており、この水門から下流へ引く水路も同じ名称であったと考えられる。そのため本書では六科水門から将棋頭までの堰も「後田堰」とした。



第1図 御勅使川扇状地地形分類図および堤防遺跡分布図(1/25,000)



第2図 柳形堤防周辺地形図 (1/6,000)

第Ⅲ章 調査の方法

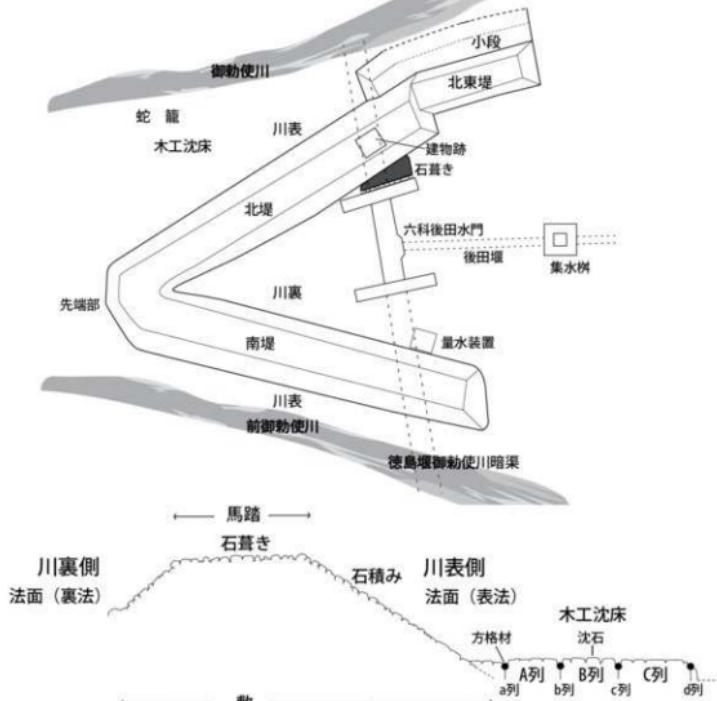
第1節 調査の方法

調査にあたり、堤防上に繁茂していた雑草の除草作業を行い、部分的に遺構の測量調査を実施し、前回調査時より精度の高い平面図を作成した。

その後堤防の範囲、根固めの構造・規格および堤防の構築時期、そして川裏側の石積みや基礎構造を明らかにする目的で南堤川表側に1箇所、川裏側に1箇所のトレーニングを設定し、平面と断面で遺構を確認した。平成23年度からの継続調査であるため、平成23年度からトレーニング名を続き番号とし、川表側を第3トレーニング、川裏側を第4トレーニングとした（第7図）。

第2節 部分の名称

堤防および各施設の名称は第3図のとおりとする。また、楔形堤防は将棋頭の形状を呈し、北堤東端に北東堤が接続している。本報告書では便宜的に先端部南側で前御勅使川に面した堤防を「南堤」、先端部北側で御勅使川に面する堤防を「北堤」、北東端の堤防を「北東堤」と呼ぶこととする。



第3図 部分名称図

第IV章 発見された遺構

第1節 堤 防

1. 堤防の形状・石積みと石葺き（第5・7図）

御勤使川暗渠（徳島堰）から六科へ分水する後田水門を御勤使川から守る構造として、いわゆる「将棋頭」の形状を呈する。さらに北堤東端には北東堤が東に延びている。今回の調査では南堤の川表側に第3トレンチ、川裏側に第4トレンチを設定し、それぞれの基底部の構造を確認した。堤防の形状・石積みと石葺きおよび基底部の構造について、これまでの調査結果をまとめたものが表1である。堤防の形状や石積み、石葺きの詳細については、発掘調査報告書『樹形堤防』および『樹形堤防 - 第2次調査 - 』を参照していただきたい。

| | | 長さ (m) | 高さ (m) | 敷 (m) | 馬 路 (m) | 傾斜(°) | 堤体 | 石積み | | 石葺 | 崩木 | | 根固め | |
|-----|-----|-----------|-----------|----------|------------|-------|----|-----|-------|-------|----|------|------|---------|
| 川表 | 川裏 | | | | | | | 川表 | 川裏 | | 川表 | 川裏 | | |
| 南堤 | 南堤 | 47 | 2.9 | 10.1 | 3.8～4.1 | 32 | 44 | 砂礫 | 落とし積み | 落とし積み | ○ | 未調査 | 痕跡あり | 木工沈床 |
| | 暗渠上 | | 3.2 | | 3.8～4.2 | 37 | 32 | | | | | | | なし |
| 北堤 | 北堤 | 46 | 2.9 | 10.1 | 3.8 | 34 | 42 | 砂礫 | 落とし積み | 落とし積み | ○ | 未調査 | 未調査 | 木工沈床・蛇籠 |
| | 暗渠上 | | - | | 3.8 | - | - | | | | | | | なし |
| 北東堤 | | 14 | 2.8 | 10.1 | 2.3 | 33 | 43 | 砂礫 | 落とし積み | 落とし積み | ○ | 痕跡あり | 未調査 | なし |

表1 樹形堤防規模・構造一覧

第2節 堤防基底部

1. 木工沈床（第4・5・7図）

第3トレンチで南堤川表側基底部から木工沈床を検出した。木工沈床は、方格材と呼ばれるマツの丸太を井桁状に組み、その枠内に川原石を詰めたものを3～5段に積み重ねたもので、堤防の基底部を川の水流から保護する根固めの工法のひとつである。なお、明治32年に許可された木工沈床の特許史料（史料8）に従い、堤体・河川と平行に置かれる方格材を「並行方格材」、直行して置かれる方格材を「直角方格材」と呼ぶ。

第3トレンチでは耕作土およびその下の自然堆積層である砂礫層を除去していくと、木工沈床の最上部である沈石と方格材を検出した。沈石は第1トレンチと同様に径約20～50cmの石が主体で、長径が長い石材を横に寝かせて置かれている（第7図）。

木工沈床は堤防と平行に3列敷設されており、ここでは前回の調査同様に堤体側の区画をA列、中央をB列、川側の区画をC列、並行方格材の列を堤防側からa列、b列、c列、d列と呼ぶこととする（第7図）。方格材は腐食が進み若干の痕跡が残るだけほとんどのものが消滅し、空洞となっているかもしくは細砂が堆積していた。そのため空洞部分に関しては木材の利用を逆に推定できる材料ともなった。第3トレンチA列の南北a-b列の丸鋼間は一辺約1.55m、B列の南北b-c列の丸鋼間は一辺約1.8m、C列南北c-d列の丸鋼間は一辺約2.05mを測り、合わせるとa-d間が5.4m、ちょうど3間となる。この規格は樹形堤防北堤や塩川の藤井下河原堤防遺跡で検出された木工沈床の規格とほぼ同一である。一方A・B・C列の東西幅は丸鋼間、ボルト間ともに約1.8mの1間で共通している。

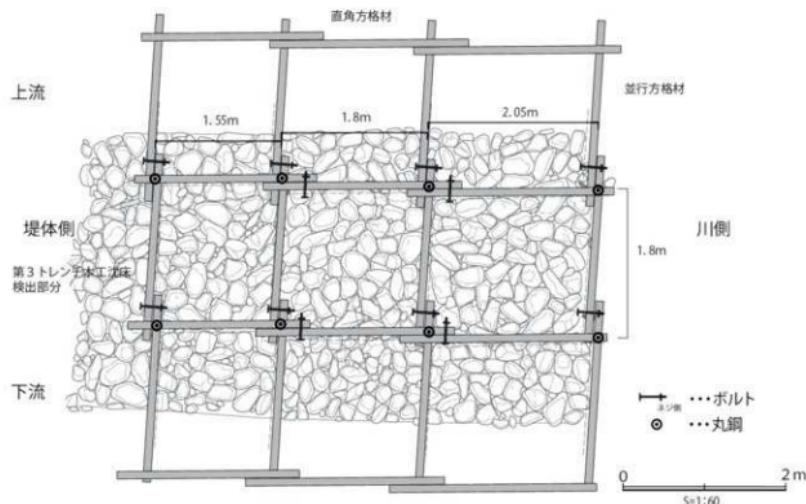
方格材の配列は並行・直角方格材とともに前述の特許史料と同じ構造であった。すなわち、並行方格材は上流に置いた材の下流堤体側に次の材を配置していく、並行方格材の上に直角方格材が設置され、直角方格材は川側に置いた材の次材は堤体側の下流に置かれている構造である。並行・直角方格材同士はボルトで固定されている。（第4図）

方格材は腐食し空洞となっていたが、空洞の外面には褐色の木材の痕跡がわずかに残存していた。上下の直角・並行方格材は交点で丸鋼によって貫かれ固定されており、丸鋼は上端から約18～28cm付近すべて折り曲げられていた。

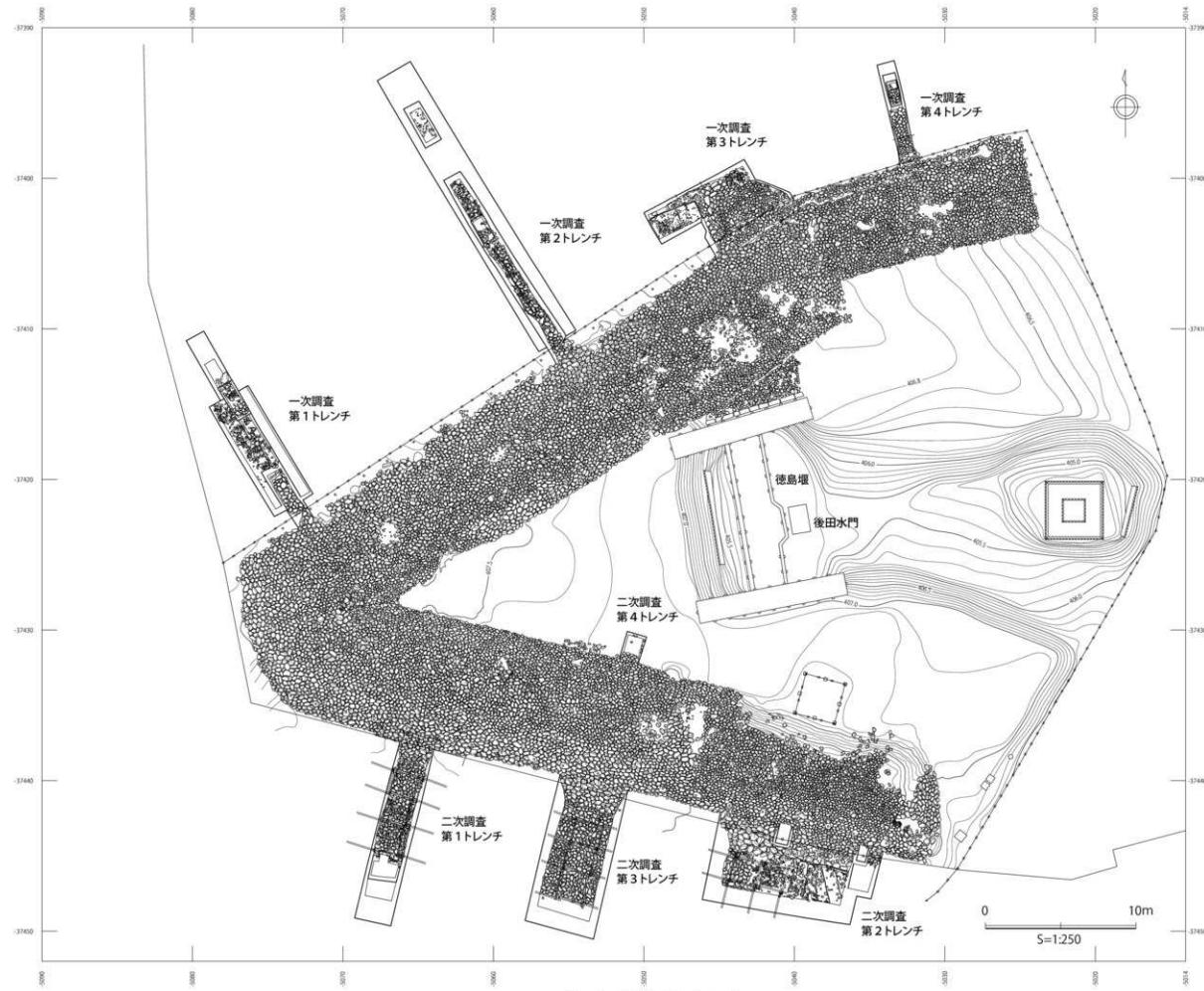
堤体と木工沈床の間は第3トレーナーでは70～80cmで、長径約30～45cmの川原石を使い平坦に葺かれていた。

2. 川裏側の調査

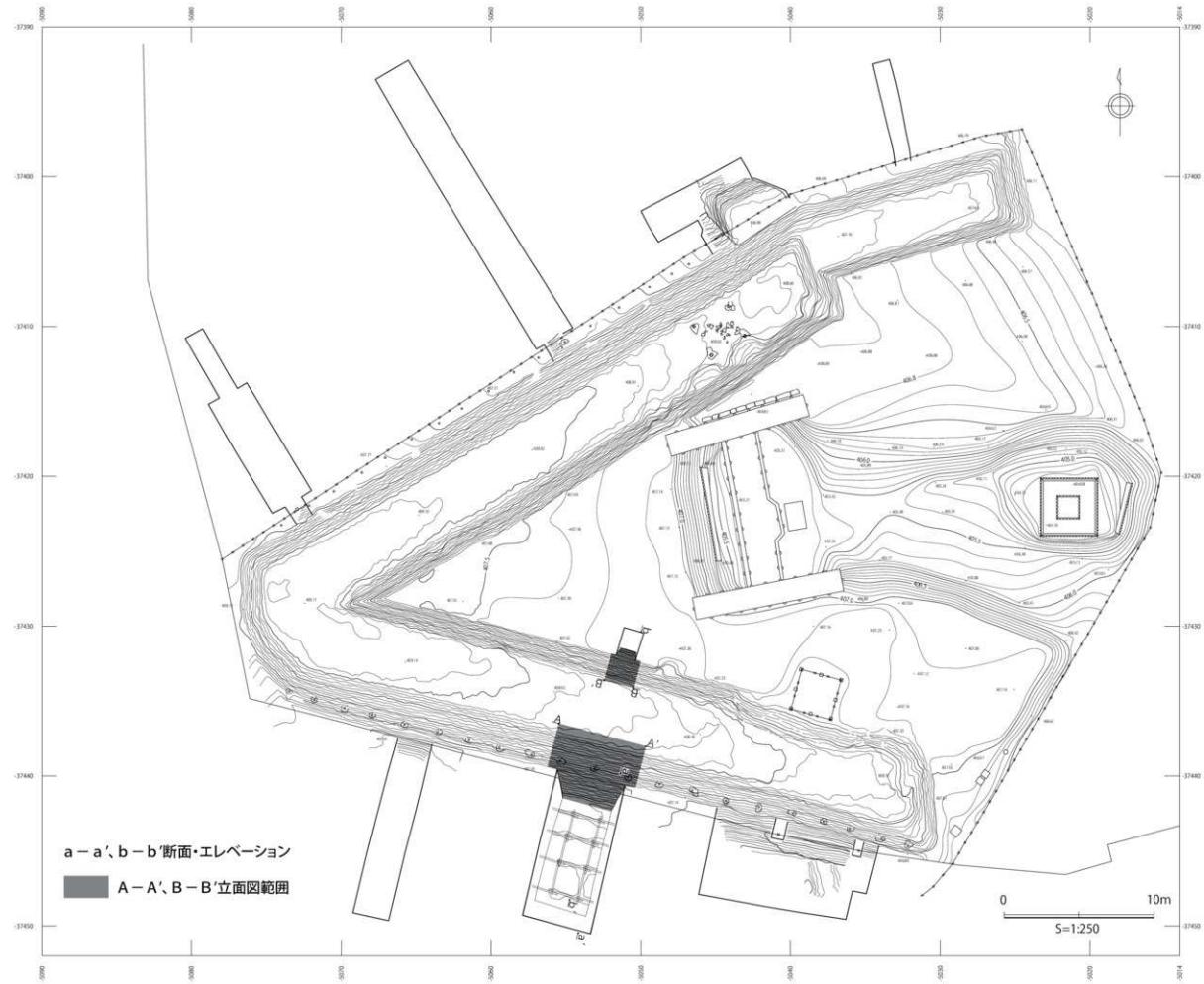
第4トレーナーで実施した川裏側の調査では、木工沈床などの根固めは検出されなかった。しかし、最下層の石列下には、木材痕とも考えられる空洞の痕跡が見られたことから、不等沈下を防ぐために土台木が用いられていた可能性が高い。



第4図 木工沈床模式図 (1/60)

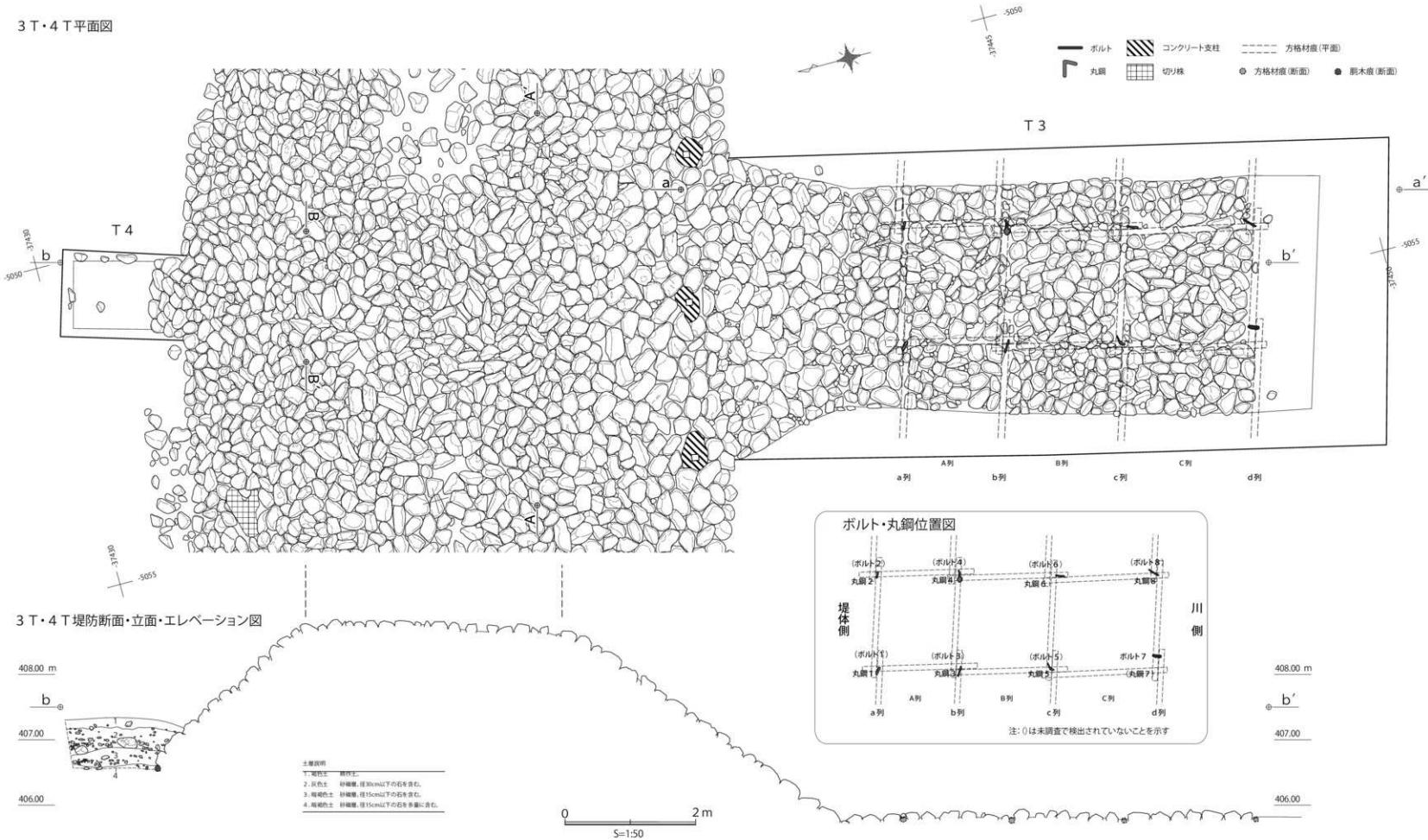


第5図 遺構全体図 (1/250)



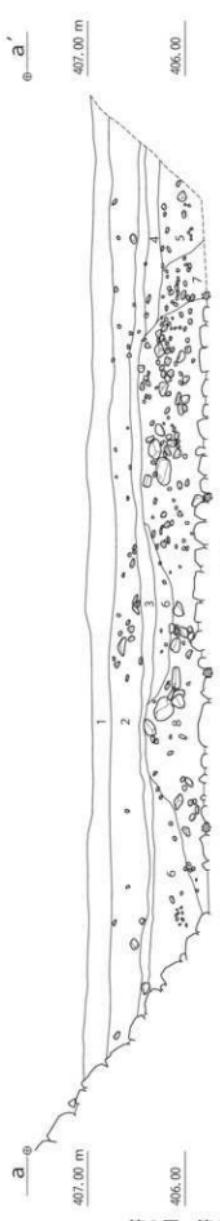
第6図 遺構等高線図 (1/250)

3 T・4 T 平面図

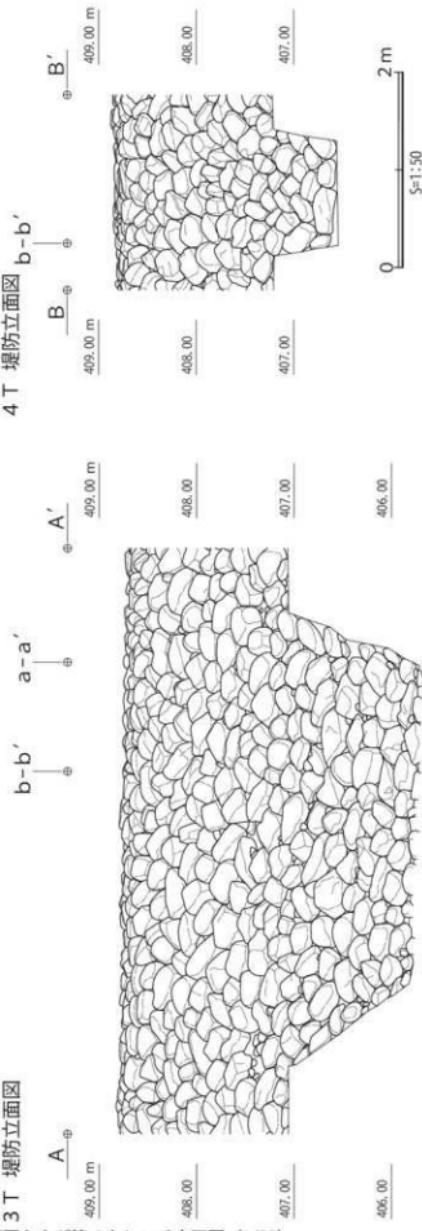


第7図 第3・4トレンチ平面図、断面・立面・エレベーション図 (1/50)

3T 東壁断面・立面図



第8図 第3トレンチ断面・立面図および第4トレンチ立面図 (1/50)



第V章 総 括

本試掘調査によって、南堤川表側の木工沈床および南堤川裏側の基底部の調査が初めて行われ、樹形堤防全体の平面形態が把握された。本章では樹形堤防を徳島堰との関係を軸として歴史的に位置づけ、総括したい。なお、樹形堤防の形状をとる堤防は3基、絵図等（図版1-2、図版2-2、図版3-2）で確認できる。本章では仮に北端の堤防を北樹形堤防、野牛島村の水門を守る堤防を野牛島樹形堤防、そして現存し発掘調査を実施した六科村の水門を守る南端の堤防を六科樹形堤防と呼ぶ。

第1節 樹形堤防と徳島堰御勅使川横断工法の変遷（第10～13図）

1. 近世（第10・11図）

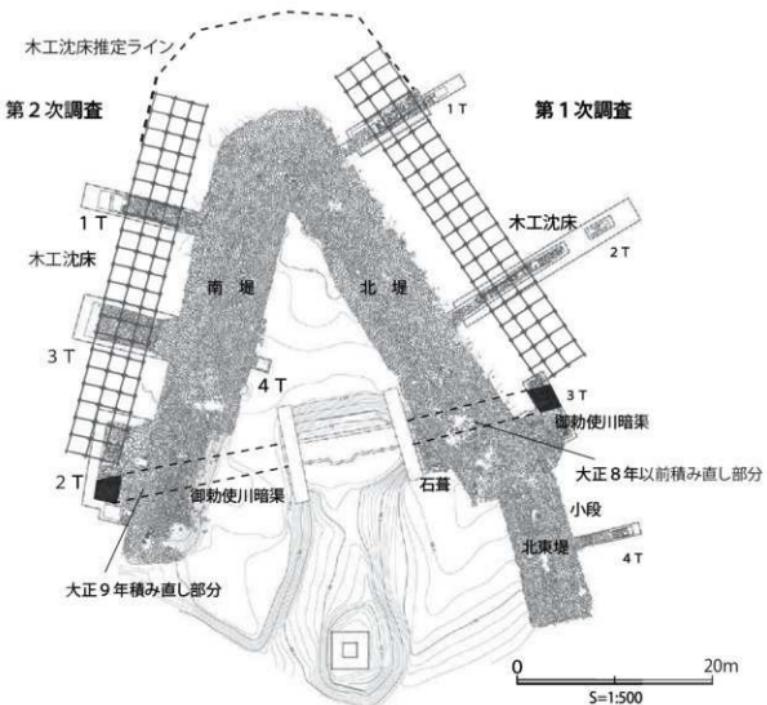
これまでの調査結果も踏まえ、樹形堤防と密接に関連する徳島堰の御勅使川横断工法や樹形堤防が守った野牛島村、六科村の水門および樹形堤防の形態や構造の歴史的変遷をまとめたのが第10～13図である。徳島堰開削当時、野牛島村と六科村に水門が設置されたことは、寛文8年（1668）徳島堰の水を利用した新田の記録である「申年新田場渡帳」（三枝1959）等の資料から推測できる。一方で当初の御勅使川の横断工法は、埋樋を用いない「板閥」という工法で施工されており（史料1）、分水門を保護する樹形堤防が水門の設置と同時に築堤されていたのかは不明である。

宝永年間（1704～1710）に入ると、宝永3年（1706）「徳島堰水門掛樋埋樋調へ」（史料2）から工法が板閥から御勅使川の下に箱樋を埋めて通す「埋樋」に変更されたことがわかる。史料2には「北七拾間」「中七拾間」「南七拾間」と呼ばれる埋樋が列挙され、その内「中七拾間」と「南七拾間」は慶応4年（1868）（図版4-1）の絵図や明治期の史料にも樹形堤防とセットでその名称を見ることができる。このことから埋樋と樹形堤防という明治まで続くこれらの構造が、少なくとも宝永年間には構築されていたと推測できる。

享保年間（1716～1735）には、六科樹形堤防の構造変化に影響したと考えられる水門の新設が行われた（第11図）。その新水門は、享保20年（1735）有野村徳左衛門と六科村弥右衛門が共同で巡見使御勘定吟味役井沢弥惣兵衛に申請し許可されたもので、享保21年「徳島堰樋口反別調へ」（史料3）では有野村分とされているが、天明8年（1788）の「徳島堰樋口高反別調へ」（史料4）では六科村分の新水門として記述されている。新水門は樋口7寸四方の箱水門で、野牛島村の横2尺の戸水門と六科村の横2尺8寸の戸水門とは構造・形状が異なっている（第11図）。この水門は、図版4-1、図版6-1、図版7-1の絵図から、六科村の後田水門のすぐ北に設けられ、六科樹形堤防によって保護されていたと考えられる。この水門で分けられた水は下流の六科将棋頭が守る堤内地に導水され、天明8年（1788）史料4から有野村と六科村の耕地が「反別此式町八反ト」広がったことがわかる。水門の下流は御勅使川と前御勅使川の河原であるため、耕地が可能となるのは六科将棋頭が守る堤内地だけであり、その地内に耕地が作られたことを意味する。六科将棋頭の西側、ちょうど将棋の駒の先端部分は、現在でも有野地区の敷地となっているが、六科村と有野村が共同で設置した水門とその水を利用して耕地の拡大のため、将棋頭がより北西側に拡張され、その先端部の耕地が有野村分となったと推測される（第2図）。

寛政年間（1789～1801）に入ると、木製の埋樋から、堰の両側に石垣を積み天井部に丸太を並べる構造の「甲蓋」へ順次改修される（三枝1959）。安政3年（1856）「御勅使川甲蓋ニ模様替願」（史料7）は、「中七拾間樋樹形より新拾六間樋入口迄数百間之所」の埋樋から甲蓋への変更が野牛島村と六科村から出されたものであり、六科樹形堤防付近の埋樋も甲蓋へ改修が行われていたと考えられる。

文化9年（1812）「徳島堰根源記」（史料5）には、埋樋の変化と初めて「樹形」の記述を見ることができる。「昔ハ北七拾間樋ト申すを縮めて今拾六間樋也」とあるように、北七拾間樋が縮められて拾六間樋となっており、中七拾間樋が続き、次に有野村地内に「樹形と云堰閉也」と樹形の名称が登場する。南七拾間樋との間凡拾



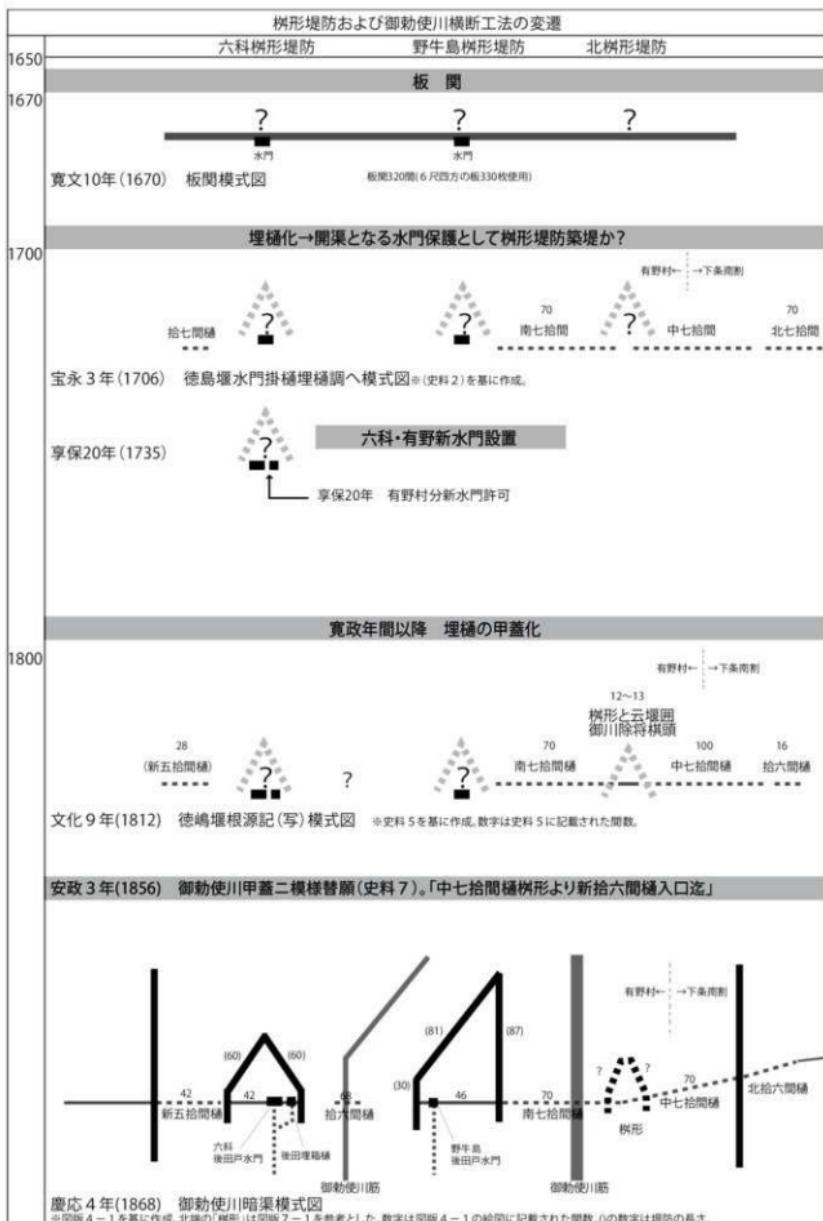
第9図 構形堤防全体図（1/500）

式三間で、「此場圍の御川除將棋頭ヨリ両方へ立籠石積其外御普請有之」とあるように、構形が將棋頭とも呼ばれていたこと、幕府が普請する「御川除」であったこと、石積みで堅籠が置かれていたことがわかる。位置関係からこの構形は北端に築かれた北構形堤防と考えられ、野牛島村と六科村については水門の記述のみで、構形堤防の記述は見られない。また、「南七拾間樋」、「新五拾間樋ト申今者式拾八九間に縮甲蓋所」から、御勅使川を横断する埋樋の距離や構成が宝永年間から変化していることがわかる（第10図）。

2. 明治～昭和時代

幕末から明治時代には、構形堤防が描かれた絵図資料が豊富であり、とりわけ慶応4年（1868）の図版4-1の絵図には、甲蓋化された埋樋の構成と長さ、構形堤防の形状と規模、水門の名称や位置などが詳細に記録されている（第10図）。この絵図によれば、野牛島構形堤防の方が六科構形堤防より規模が大きく、形状も両者で異なる。野牛島構形堤防は北側がほぼ直線で南側が傾斜する形態をとる一方、六科構形堤防は將棋頭の形状を呈し、後戸戸水門と後戸埋箱樋を守っている構造が把握できる。さらに御勅使川が野牛島構形堤防の南北2筋に分かれ、描かれた川の太さから北側のルートが主要な流路であったこともわかる。野牛島構形堤防の形状は、堤防北側を流れる主要流路に対応するため選択されたものと考えられる。

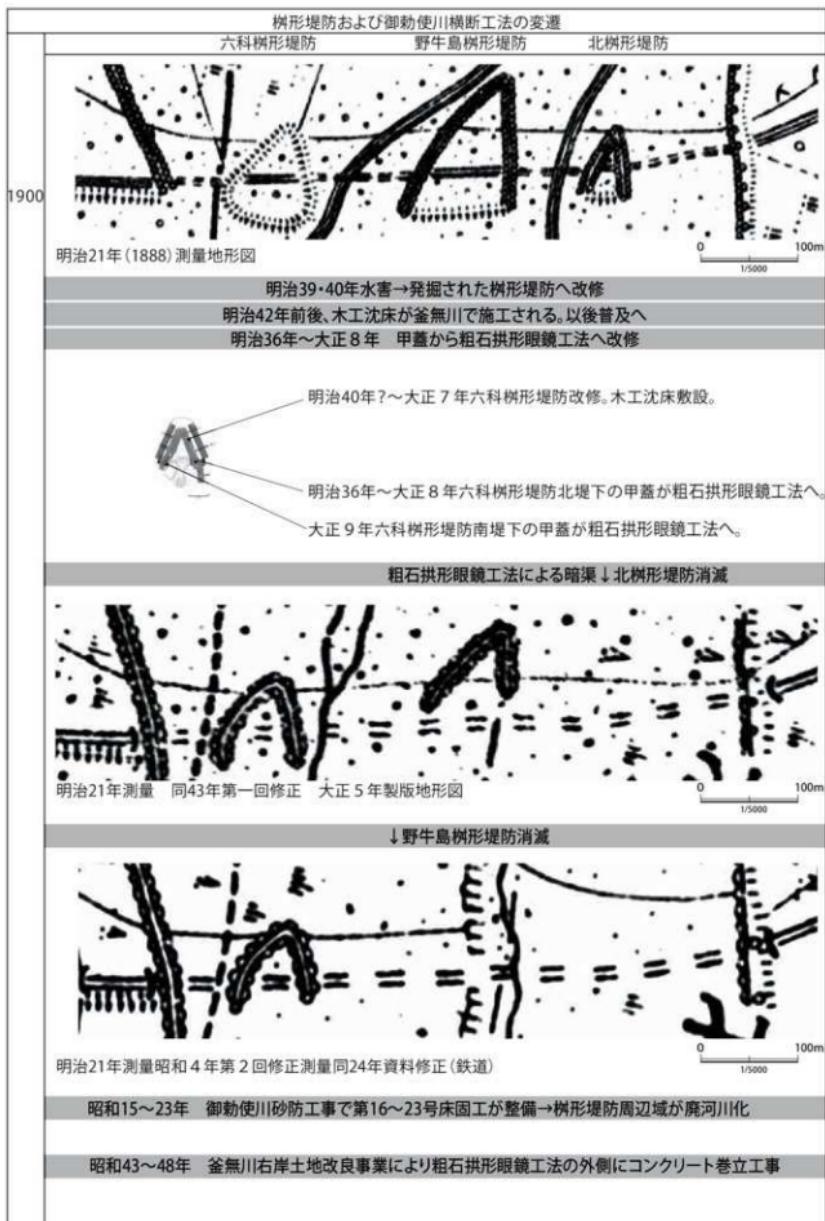
明治に入ると、明治11年（1878）御勅使川以南の下郷で戸水門を廃止し箱樋へ伏せ替える願いが下流末の飯野、飯野新田、曲輪田新田から提出され、野牛島村と六科村の戸水門は箱樋へ改修されることとなる（三枝 1959）（第13図）。樋口が改修される中、近代に入り構形堤防自体の構造に変更が見られる。発掘調



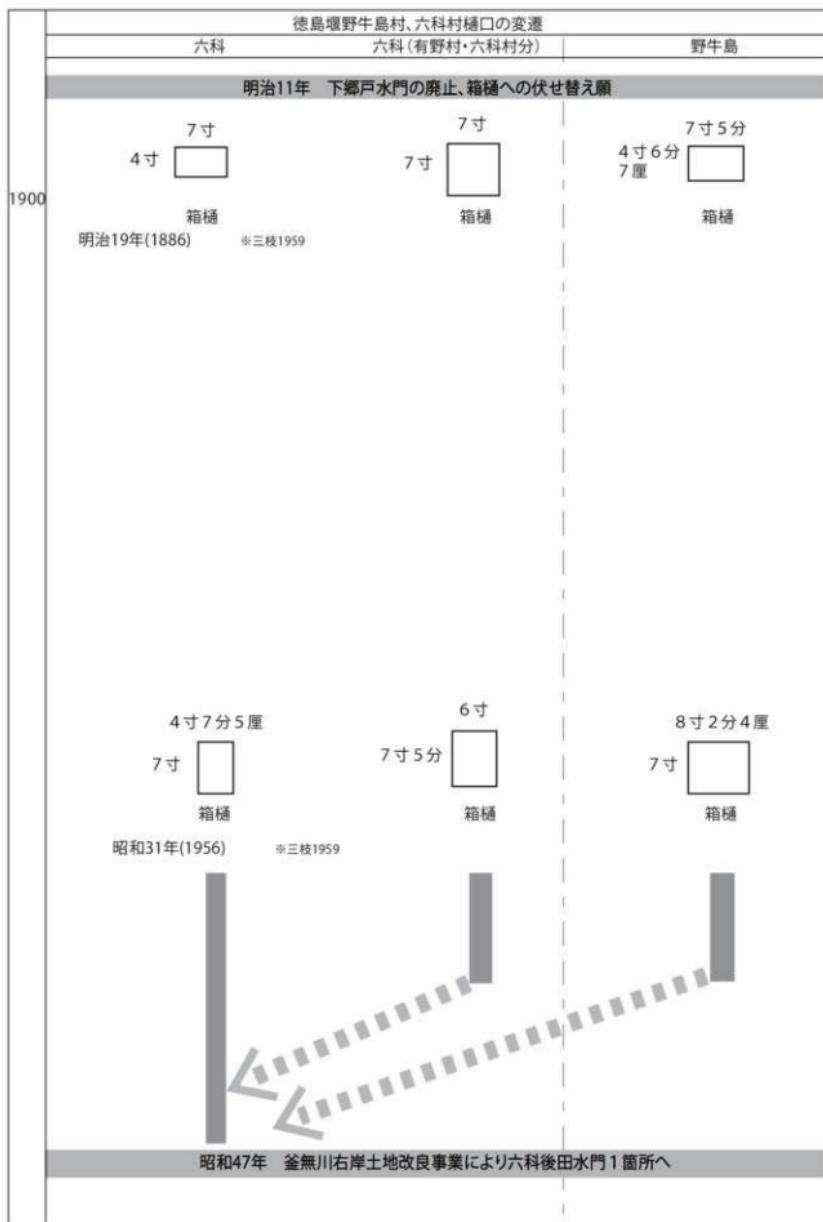
第10図 梯形堤防および御勤使川横断工法の変遷1

| 徳島堰野牛島村、六科村樋口の変遷 | | | |
|------------------|---|--------------|------|
| | 六科 | 六科（有野村・六科村分） | |
| 1650 | | | |
| 1670 | ? | ? | |
| | 寛文10年（1670） 徳島堰完成 | | |
| 1700 | | | |
| | 六科・有野新水門設置 | | |
| | 享保20年 有野村分新水門許可 有野村徳左衛門、六科村弥右衛門 | | |
| | 2尺8寸 | 7寸 | 2尺 |
| | ? | 7寸 | ? |
| | 戸水門 | 箱水門 | 戸水門 |
| | 六科将棋頭堤内地に有野村耕地塩大 | | |
| | 享保21年（1736） 徳島堰樋口反別調へ模式図（史料3） | | |
| 1736 | | | |
| 天明年間 樋口の寸法改正 | | | |
| | 2尺8寸 | 7寸 | 2尺5寸 |
| | ? | 7寸 | ? |
| | 戸水門 | 箱水門 | 戸水門 |
| | 天明8年（1788） 徳島堰樋口高反別調へ模式図（史料4） | | |
| 1788 | | | |
| | 2尺8寸 | 7寸 | 2尺5寸 |
| | 1斗 | 7寸 | 1寸4分 |
| | 戸水門 | 箱樋 | 戸水門 |
| | 文化10年（1813） 徳島堰高反別水門寸法帳（史料6） | | |
| 1813 | | | |
| | 2尺8寸 | 7寸 | 2尺5寸 |
| | 1寸 | 7寸 | 1寸4分 |
| | 戸水門 | 箱樋 | 戸水門 |
| | 慶応4年（1868） 「徳島堰樋口の種類寸法 並幕府時代の水掛反別」※三棱（1959） | | |
| 1868 | | | |

第11図 徳島堰野牛島村、六科樋口変遷図1



第12図 樹形堤防および御勅使川横断工法の変遷2



第13図 徳島堰野牛島村、六科樋口変遷図2

査された樹形堤防には根固めに木工沈床が敷設されていた。木工沈床は明治 26 年に飯田土木出張所の小西龍之介氏によって考案された工法で、長野県川路村の天龍川で初めて施工され、明治 32 年には小西氏が「沈床（河川用）」の特許を取得している（史料 8）。旧八田村地域における木工沈床の初見は、明治 42 年田ノ岡村下高砂釜無川への「工事企画要望書」（南アルプス市蔵）であり、明治 42 年前後に導入されたと考えられる。⁽²²⁾ さらに樹形堤防の調査によって、コンクリートで固められた粗石拱形眼鏡工法の天井部が検出され、この時の改修時に現存する樹形堤防の石積みの一部が積みなおされていることが明らかとなった。史料 12 から明治 36 年～大正 8 年までの間に北堤下、大正 9 年に南堤下が粗石拱形眼鏡に改修され、この時に暗渠上の石積みが積みなおされたと考えられるため、検出された遺構の改修時期は明治 42 年前後から大正 7 年までの間となる。この時期の有野地区での洪水記録をさらってみると、明治 39・40 年の洪水被害が甚大であることから、検出された遺構は明治 39 年か 40 年の水害で流失後、改修された可能性が高い（第 12 図）。

明治 36 年から徳島堰で導入された粗石拱形眼鏡工法は、暗渠自体の構造だけでなく、樹形堤防の構成を変化させることになる。明治 21 年測量、明治 43 年第一回修正、大正 5 年に製版された地形図には、北樹形堤防が描かれておらず、明治 43 年段階ですでに消滅していた可能性が高い。それは、コンクリートを用いたこの工法の採用によって暗渠を「中七拾問樋」と「南七拾問樋」に分割する必要がなくなり、両埋樋間に位置していた北側形堤防が不要となつたためと推測される。

昭和に入ると、昭和 7 年以降、源壠堤下から御勤使川砂防工事が進められ、一定間隔で床固工が設置されるとともに、広大な川幅があった御勤使川の流路を現在の川幅へ固定する連続堤への改修工事が行われた。昭和 15 年に第 16 号床固工が設置され、昭和 23 年に樹形堤防北方に位置する第 23 号床固工が整備されることによって、野牛島樹形堤防および六科樹形堤防が位置する地点は実質河川域ではなくなり、両堤防の治水施設としての役割が終わることとなる。昭和 24 年に資料修正された地形図には野牛島樹形堤防も描かれておらず、撤去されている可能性がある（第 12 図）。その後釜無川右岸土地改良事業（昭和 40～49 年）の一環で、昭和 47 年粗石拱形眼鏡工法の石積みの外側にコンクリート巻立工事が施工された。同時に享保 20 年から続いた六科の 2 つの水門と野牛島の水門が一ヶ所にまとめられ、現在我々が目にする徳島堰の姿になる（第 13 図）。

第 2 節 今後の課題と展望

本試掘調査および平成 19 年度から続いた調査によって、樹形堤防の構造、範囲、築堤時期、徳島堰御勤使川暗渠の構造が明らかとなった。樹形堤防は、徳島堰の用水を将棋頭堤内地に營まれた水田に分水するための水門を守る堤防であり、御勤使川の度重なる水害に被災しながらも、修改案を繰り返して近世から近代に至るまで将棋頭と一体となって機能してきたことが、これまでの調査によって明らかとなった。こうした治水と利水の機能を併せ持った堤防で、将棋頭とセットで機能するものは、全国的に類のない遺構として位置づけられ、平成 26 年 10 月 6 日付けて国指定史跡御勤使川旧堤防（将棋頭・石積出）に追加指定された。

雑木林に覆われ、その存在が忘れられていた時代から、多くの方々のご協力によって、遺構の保存に影響を与える雑木を伐採し、試掘調査を実施してきた。その成果が基盤となり、国史跡に追加指定されたことによって法的に遺構が保護されたことは文化財保護にとって重要な一步である。しかし、同時に地域における樹形堤防の認知度は高いとは言えず、地域の人々が支える保護・管理体制はまだ整っていない。現在、さまざまな団体や地区、市内の小学校が視察や社会科見学などで史跡を訪れており、一步ずつ保護と活用への歩みを始めている。

文化財保護行政としては平成 24・25 年度で史跡を管理するための保存管理計画を策定し、平成 26 年度からは保存整備と活用にむけた史跡保存整備計画委員会を立ち上げ、本格的な史跡整備へ向けて歩を進めつつある。今後は恒久的な保存を図りながら、史跡を整備し、現在のまちづくりへどう反映させるかが重要な

課題である。

本書が、地域の歴史を繕く一助となり、今後遺跡の保全と史跡や文化財を活用したまちづくりの資料として少しでも役立てられれば幸いである。

平成 19 年度の調査から本報告書完成、そして国史跡への追加指定までにはさまざまな方々、諸機関にご協力いただいた。末筆ながら感謝を申し上げ、結びの言葉としたい。



平成 23 年度以前の状況



平成 23 年度調査



平成 23 年度調査



小学校の社会科見学

註

註 1：「板闇」は長さ 6 尺、幅一尺 2 寸、厚さ 1 寸の松平桐の板を 5 枚はぎ合わせ、その板に長さ 6 尺、幅 2 寸、厚さ 1 寸 5 分のふち木を 6 通り打ち付けて 6 尺四方の板とし、それを並べたものであった（三枝 1959）。

註 2：明治 32 年に改修された石積出五番堤および五番堤の根固めは、梯子状の枠に石が 1 段葺かれる「葺石枠上台」で、ボルトが用いられているが木工沈床とは構造が異なる（史料 9・10）。明治 31 年に改修された六糸将棋頭一番堤も梯子上台を応用し、その枠内に石を 1 段葺いた構造となっている（南アルプス市教育委員会 2009）。明治 30 年前後御勤使川流域における堤防の根固めの主流は近世の枠と梯子上台を応用した「葺石枠上台」であり、この点からも木工沈床の導入は早くても明治 40 年前後と推測される。一方史料 11 から、明治 32 年段階で、石積出五番堤先に「炊漏枠」という水制が 7 間設置され、方格材や敷成本、ボルト、3 番鉄線など木工沈床の構築材とほぼ同じ材料が用いられている点が注目される。明治 26 年長野県川路村で施工されていた木工沈床の技術が、明治 32 年には限定的ではあるが石積出に導入されていたことになる。

引用・参考文献

- 安達 滉 1976 「初期『信玄堤』の形態について—最近の安芸・古島説をめぐって—」『日本歴史』335 号
1988 「川際口伝書にみる甲州源治水工法」『武田氏研究』第 2 号 武田氏研究会
今福利恵 2004a 「道路の立地」「百々道路 2・4」山梨県教育委員会

- 2004b 「御動使川堤防地上的道路」「日々道跡3・5の集落変遷について」「日々道跡3・5」山梨県教育委員会
- 2004c 「御動使川流域の変遷と地域の様相」「信玄堤の再評価」資料集「信玄堤の再評価」実行委員会
- 大前益男 「川路跡水防史」「天龍川史料」建設省天龍工事事務所
- 河西 学 2000 「石橋北屋敷道跡周辺の地形環境」「石橋北屋敷道跡」 山梨県教育委員会
- 北垣聰一郎 1989 「白根村根頭と石橋出しについて」「村根頭道跡、須沢城址」 白根町教育委員会
- 樋原功一他 2007 「御座田道路」 並崎市教育委員会他
- 斎藤秀樹 2004 「六科村根頭・下条南割根頭についての一考察」「信玄堤の再評価」資料集「信玄堤の再評価」実行委員会
- 2010 「堤防道路における樹木について」「信玄堤研究の新展開・甲斐の治水・利水と景観の変化・山梨県立博物館 調査・研究報告4」 山梨県立博物館
- 2010 「堤防道路における樹木の変遷」「帝京大学山梨文化財研究所研究報告」第14集.
- 三枝善衛編 1959 「施島郷」 稲嶋駒組合
- 津本正治 1998 「信玄堤の評価をめぐって」「治水・利水道路を考える」 第7回東日本埋蔵文化財研究会
- 佐藤八郎校訂 1968 「甲斐風土記」 雄山閣
- 鈴田秀吉 1932 「日本水制工論」
- 白根町誌編纂委員会 1969 「白根町誌」 白根町
- 高木勇夫・中山正民 1983 「甲府盆地西部地域の地形」「日本大学文學部部自然科学研究研究紀要」第18号
- 1987 「微地形分析よりみた甲府盆地における扇状地の形成過程」『東北地理』39
- 堀 大介 1988 「武田信玄・治水の構想」「戦国武将武田信玄」
- 1997 「御動使川の流域変遷に関する一視点」「帝京大学山梨文化財研究所報」第31号
- 2007 「第二期 治水政策」「山梨県史」通史編2・中世 山梨県史編さん室
- 2009 「木工技术の一考察 -藤井下河原堤防道路の事例を中心に-」「帝京大学山梨文化財研究所研究報告」第13集.
- 八山村誌編纂委員会 1972 「八山村誌」 八山村
- 平山 龍 2004 「中近世移行期甲斐における治水の展開」「信玄堤の再評価」資料集「信玄堤の再評価」実行委員会
- 古島敏雄 1972 「地方書にあらわれた治水の地域性と技術の発展」 古島敏雄・安芸鉄一校註「近世科学思想」上 岩波書店
- 保坂康夫 1999 「御動使川堤防地の古地形と道跡立地 -中部横断道路の試掘調査の成果から-」「研究紀要」15 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター
- 2002a 「御動使川流域変遷にかかる最近の考古学的知見」「甲斐路」100
- 2002b 「古代・中世の扇状地耕地面化過程と堤防」「帝京大学山梨文化財研究所報」43
- 並崎市教育委員会他 1998 「塩川下河原堤防道路」
- 2002 「西表堤防道路」
- 2004 「元大明神前堤防道路」
- 2008 「藤井下河原堤防道路」
- 南アルプス市教育委員会 2008 「平成18年度埋蔵文化財試掘調査報告書」
- 2009 「平成19年度埋蔵文化財試掘調査報告書／御動使川堤防址群」
- 2010 「例形堤防」
- 2012 「前御動使川堤防址群（お熊野堤）」
- 2013 「平成23年度埋蔵文化財試掘調査報告書」
- 2013 「例形堤防 第2次調査」
- 2013 「平成24年度埋蔵文化財試掘調査報告書」
- 南アルプス市教育委員会他 2009 「前御動使川堤防址群（お熊野堤）」
- 2014 「前御動使川堤防址群（お熊野堤）」
- 宮沢公雄他 1989 「村根頭道路・須沢城址」 白根町教育委員会
- 山下孝司 1989 「並崎市竜岡村根頭」「村根頭道路、須沢城址」 白根町教育委員会
- 2004 「御動使川・並無川の治水道路」「信玄堤の再評価」資料集「信玄堤の再評価」実行委員会
- 山下孝司・斎藤秀樹 2002 「御動使川「躍坂」成立史の検討」「帝京大学山梨文化財研究所報」第43号
- 2003 「「十六石」の治水史-絆間に描かれた十六石-」「山梨考古学ノート」
- 山梨県教育委員会 1986 「河内路・西郡路」
- 山梨県土木部監修 1983 「山梨県土木部百年のおゆみ」 社団法人山梨県建設技術センター
- 山梨県中日摩部連合教育会 1928 「中日摩部志」

参 考 史 料

史料1 寛文八年新田堰御普請入用勘定帳（控）（寛文11年、4月 1671）（三枝1959所収）

三拾五人ハ みてい板閑長三百武拾間ノ所ニ閑板三百三拾本取立申手木取升板はぎめ江まきはこ之替りニ木
錦古錦お打申候又板閑北南土手留ノしからミ壱ヶ所長三間ノ内ニ杭拾本ハ根入式尺土上四尺ニ立長式
尺ノかなめ杭拾本打竹ニ而控仕高四尺つつニ式ヶ所からみかき申候共ニ遣申候

史料2 德嶋堰水門掛樋埋樋調へ（写）（宝永3年、1706）（三枝1959所収）

| | |
|-------------|----------------|
| 同（埋 樋）長七拾式間 | 御勅使川北 |
| 同 長五拾八間 | 同 所 |
| 吐水門壱ヶ所長三間 | 同 所 |
| 横壱丈 | |
| 同 壱ヶ所 長三間 | 同 所 |
| 横壱丈 | |
| 埋 樋 長七拾間 | 同所北七拾間ト云 |
| 同 長七拾間 | 南割有野境 同所中七拾間ト云 |
| 同 長七拾間 | 同所南七拾間 |
| 同 長拾七間 | 同所東有野分 |

史料3 德嶋堰樋口反別調へ（写）（享保21年、1736）（三枝1959所収）

野牛嶋村分

| | | |
|-----------|----------|-----|
| 一、戸水門 | 横式尺 | 後 田 |
| 此水門下 | 三町七反三畝五ト | |
| 式町式反拾三ト | 烟成田 | |
| 壱町三反式畝廿式ト | 新 田 | |
| 外三拾町九畝廿壱ト | | |
| 拾壱町壱反四畝式ト | 烟 成 | |
| 拾八町九反五畝ト | 新 田 | |

是ハ先年ヨリ堰水不足之年ハ其訟申上御堰水中請候

有野村分

| | | |
|--------------|------------------|--|
| 一、箱水門 | 立七寸 有野村 徳左衛門 新水門 | |
| 横七寸 六 科 弥右衛門 | | |

此水門下

六科村分

| | | |
|-------|-----------|-----|
| 一、戸水門 | 横式尺八寸 | 後 田 |
| 此水門下 | 式拾町壱反三畝六ト | |

史料4 德嶋堰樋口高反別調へ（写）（天明8年、？ 1788）（三枝1959所収）

野牛島村

後田

一、戸水門 横式尺五寸

此反別三町七反三畝五ト

内式町三反拾三ト 煙成田

壱町四反四セ廿弐ト 新田

高三拾七石五斗九合 人足拾八人八ト

六科村

後田

一、戸水門 横式尺八寸

此反別弐拾町壱反三畝六ト

高弐百弐石□斗五升六合八勺 人足百壱人壱ト

新水門

一、箱水門 七寸四方

反別此弐町八反ト 見取増

史料5 德嶋堰根源記（写）（文化9年11月 1812年）（三枝1959所収）

（中略）夫ヨリ御勒使川近く吐水門壱ヶ所其外拾六間樋とて昔ハ北七拾間樋ト申すを縮めて今拾六間樋也。夫ヨリ深場とて百間余過る中七拾間樋と申二大埋樋上砂利凡壱丈四五尺是ヨリ有野村地内続ニ樹形と云坂開也。南七拾間樋とて間凡拾弐三間之處也。此場囲の御川除将棋頭ヨリ両方へ立籠石積其外御普請有之南七拾間樋も猶又深場也。此处より下流末八ヶ村と申野牛島村水門初メニ而何れも戸水門也。続ニ六科水門弐ヶ所有之是迄者用水中日々見廻り人分水有之也。其次新五拾間樋ト申今者弐拾八九間に縮ル甲蓋所、夫ヨリ有野村百姓村入交水門數ヶ所有之村中ニ拾弐町ト申悪水樋《吐》有之

史料6 德嶋堰高反別水門寸法帳（文化10年9月、1813）（三枝1959所収）

水掛高三拾七石五斗九合

野牛島村

此反別三町七反三畝五ト

後田

一、戸水門 横式尺五寸 堅壱寸四分

此水坪 三拾五坪 但壱反二付九合四勺内

水掛高弐百九石七斗三升九合

六科村

此反別廿三町一反三畝六ト

内壱斗九升六合 無地高

後田

一、戸水門 横式尺八寸 堅一斗

此水坪 弐拾八坪 但壱反二付壱合四勺内

此反別廿町九反拾弐ト

此高弐百三石七斗弐合

内高壠斗九升六合

無地高

後田

(牛新田)

一、箱樋 橫七寸 堅七寸

此水坪 四拾九坪 但壠反二付壠坪七合五勺

此反別五町五畝廿四ト

此高六石六斗六升七合

史料7 御勅使川甲蓋ニ模様替願(下) (安政3年3月、1856年)(三枝1959所収)

乍恐以書付奉願上候

今般徳島垣式拾式ヶ村組合當辰春御普請仕立惣代共より右御垣通有野村地内御勅使川通中七拾間樋柳形より新拾六間樋入口迄数百間之所一面惣甲蓋ニ御模様替奉願上候趣ニ而既ニ御願書江当惣代を以印形可致旨掛合有之候得共私共両村之儀ハ御勅使川ニ被差狹候村方ニ而數年来之水難ニ逢難渋至極仕り殊ニ野牛嶋村之儀者右場所ニ村方用水引取之戸水門所も有之別而難渋至極ニ奉存候右両村之儀文化之度已來者前御勅使川大満水數度ニ付一同困窮ニ陥り田畠荒地夥敷出来仕候故年々御普請等も被仰付候得共天保之度御改正已來諸国人足等御減少被仰付候義も有之容易ニ惣代印形相成兼候処別段御利害被仰聞無余義難黙止奉存候間當惣代之ものニ為致加印御模様替奉願上候間此後水行之儀一同懸案ニ而心配罷在候間水下村々両御勅使川通共御手厚之御普請被仰付水難相遇安堵ニ永続仕候様縉添御慈悲之御沙汰奉願上候已上

安政三年三月

森田国太郎支配所

甲州巨摩郡

六科村

名主 藤左衛門

長百姓 開蔵

百姓代 虎吉

同 北巨摩郡

野牛嶋村

名主 要助

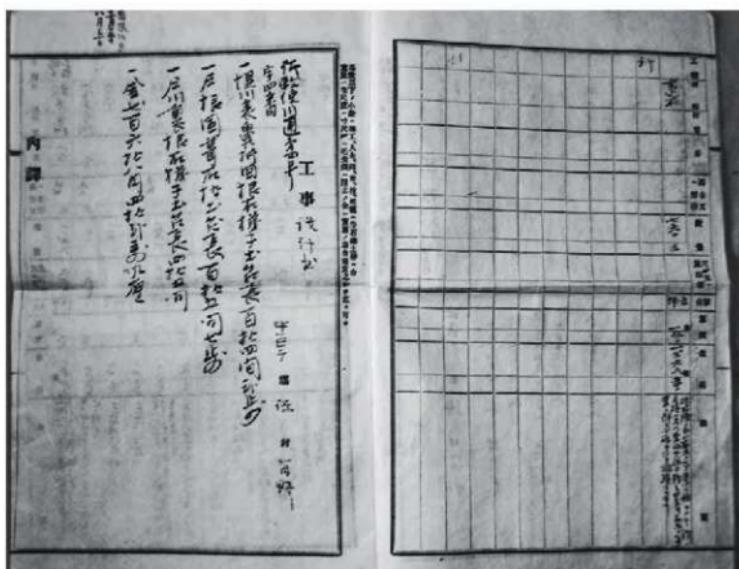
長百姓 兵左衛門

百姓代 清右衛門

御普請御掛

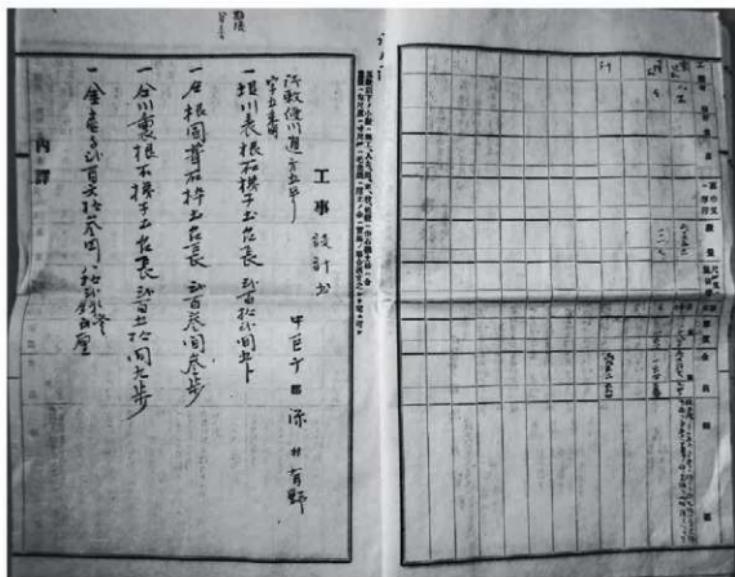
御役人中様

史料9 明治32年 御勅使川通第四号字四番工事 設計書 中巨摩郡有野村（名取家文書）

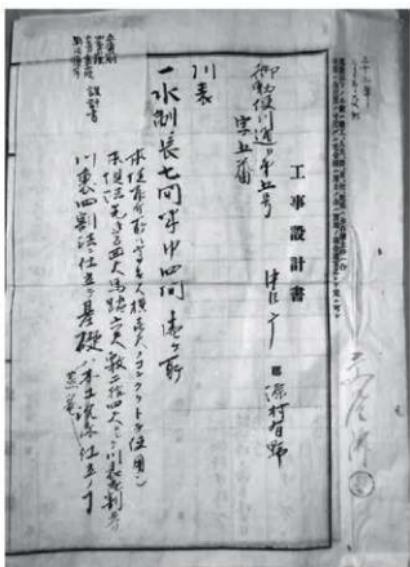


| 計 | | 此 間 | |
|----|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|
| 丈 | 尺 | 丈 | 尺 | 丈 | 尺 | 丈 | 尺 | 丈 | 尺 | 丈 | 尺 | 丈 | 尺 |
| 大 | 丈 | 大 | 丈 | 大 | 丈 | 大 | 丈 | 大 | 丈 | 大 | 丈 | 大 | 丈 |
| 一 | 丈 | 一 | 丈 | 一 | 丈 | 一 | 丈 | 一 | 丈 | 一 | 丈 | 一 | 丈 |
| 二 | 丈 | 二 | 丈 | 二 | 丈 | 二 | 丈 | 二 | 丈 | 二 | 丈 | 二 | 丈 |
| 三 | 丈 | 三 | 丈 | 三 | 丈 | 三 | 丈 | 三 | 丈 | 三 | 丈 | 三 | 丈 |
| 四 | 丈 | 四 | 丈 | 四 | 丈 | 四 | 丈 | 四 | 丈 | 四 | 丈 | 四 | 丈 |
| 五 | 丈 | 五 | 丈 | 五 | 丈 | 五 | 丈 | 五 | 丈 | 五 | 丈 | 五 | 丈 |
| 六 | 丈 | 六 | 丈 | 六 | 丈 | 六 | 丈 | 六 | 丈 | 六 | 丈 | 六 | 丈 |
| 七 | 丈 | 七 | 丈 | 七 | 丈 | 七 | 丈 | 七 | 丈 | 七 | 丈 | 七 | 丈 |
| 八 | 丈 | 八 | 丈 | 八 | 丈 | 八 | 丈 | 八 | 丈 | 八 | 丈 | 八 | 丈 |
| 九 | 丈 | 九 | 丈 | 九 | 丈 | 九 | 丈 | 九 | 丈 | 九 | 丈 | 九 | 丈 |
| 十 | 丈 | 十 | 丈 | 十 | 丈 | 十 | 丈 | 十 | 丈 | 十 | 丈 | 十 | 丈 |
| 十一 | 丈 | 十一 | 丈 | 十一 | 丈 | 十一 | 丈 | 十一 | 丈 | 十一 | 丈 | 十一 | 丈 |
| 十二 | 丈 | 十二 | 丈 | 十二 | 丈 | 十二 | 丈 | 十二 | 丈 | 十二 | 丈 | 十二 | 丈 |
| 十三 | 丈 | 十三 | 丈 | 十三 | 丈 | 十三 | 丈 | 十三 | 丈 | 十三 | 丈 | 十三 | 丈 |
| 十四 | 丈 | 十四 | 丈 | 十四 | 丈 | 十四 | 丈 | 十四 | 丈 | 十四 | 丈 | 十四 | 丈 |
| 十五 | 丈 | 十五 | 丈 | 十五 | 丈 | 十五 | 丈 | 十五 | 丈 | 十五 | 丈 | 十五 | 丈 |
| 十六 | 丈 | 十六 | 丈 | 十六 | 丈 | 十六 | 丈 | 十六 | 丈 | 十六 | 丈 | 十六 | 丈 |
| 十七 | 丈 | 十七 | 丈 | 十七 | 丈 | 十七 | 丈 | 十七 | 丈 | 十七 | 丈 | 十七 | 丈 |
| 十八 | 丈 | 十八 | 丈 | 十八 | 丈 | 十八 | 丈 | 十八 | 丈 | 十八 | 丈 | 十八 | 丈 |
| 十九 | 丈 | 十九 | 丈 | 十九 | 丈 | 十九 | 丈 | 十九 | 丈 | 十九 | 丈 | 十九 | 丈 |
| 二十 | 丈 | 二十 | 丈 | 二十 | 丈 | 二十 | 丈 | 二十 | 丈 | 二十 | 丈 | 二十 | 丈 |
| 廿一 | 丈 | 廿一 | 丈 | 廿一 | 丈 | 廿一 | 丈 | 廿一 | 丈 | 廿一 | 丈 | 廿一 | 丈 |
| 廿二 | 丈 | 廿二 | 丈 | 廿二 | 丈 | 廿二 | 丈 | 廿二 | 丈 | 廿二 | 丈 | 廿二 | 丈 |
| 廿三 | 丈 | 廿三 | 丈 | 廿三 | 丈 | 廿三 | 丈 | 廿三 | 丈 | 廿三 | 丈 | 廿三 | 丈 |
| 廿四 | 丈 | 廿四 | 丈 | 廿四 | 丈 | 廿四 | 丈 | 廿四 | 丈 | 廿四 | 丈 | 廿四 | 丈 |
| 廿五 | 丈 | 廿五 | 丈 | 廿五 | 丈 | 廿五 | 丈 | 廿五 | 丈 | 廿五 | 丈 | 廿五 | 丈 |
| 廿六 | 丈 | 廿六 | 丈 | 廿六 | 丈 | 廿六 | 丈 | 廿六 | 丈 | 廿六 | 丈 | 廿六 | 丈 |
| 廿七 | 丈 | 廿七 | 丈 | 廿七 | 丈 | 廿七 | 丈 | 廿七 | 丈 | 廿七 | 丈 | 廿七 | 丈 |
| 廿八 | 丈 | 廿八 | 丈 | 廿八 | 丈 | 廿八 | 丈 | 廿八 | 丈 | 廿八 | 丈 | 廿八 | 丈 |
| 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 |
| 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 |
| 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 |
| 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 |
| 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 |
| 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 |
| 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 |
| 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 |
| 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 |
| 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 |
| 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 |
| 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 |
| 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 |
| 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 |
| 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 |
| 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 |
| 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 |
| 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 |
| 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 |
| 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 |
| 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 |
| 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 |
| 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 |
| 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 |
| 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 | 廿九 | 丈 |
| 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 | 三十 | 丈 |
| 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 | 卅一 | 丈 |
| 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 | 卅二 | 丈 |
| 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 | 卅三 | 丈 |
| 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 | 卅四 | 丈 |
| 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 | 卅五 | 丈 |
| 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 | 卅六 | 丈 |
| 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 | 卅七 | 丈 |
| 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 | 卅八 | 丈 |
| 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 | 卅九 | 丈 |
| 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 | 四十 | 丈 |

史料 10 明治 32 年 御勅使川通第五号字五番工事 設計書 中巨摩郡有野村（名取家文書）



史料 11 明治 32 年 御勅使川通第五号字五番工事 設計書 中巨摩郡有野村（名取家文書）



史料 12 御勅使川徳島堰改修（大正 9 年 3 月 1920 年）（三枝 1959 所収）

河川制票工事施設許可願

徳島堰當造物改造ノ為中巨摩郡源村有野地内字新田区域御勅使川流域ノ南端樹形堤防ヨリ積降堤防トノ間地底ヲ横断シテ用水疎通ヲ為セシ暗渠ノ施設ハ開整以來ノ事業ニ有之候回九年度ノ事業トシ別冊設計書ノ通り粗石拱形眼鏡ニ改造致シ度右ハ本年三月一日着手四月三十日迄六十一日間ニ竣工復旧可致候間一時堰盤改修工事施行ノ件御許可相所度此段及御願候也

知事殿

管理者郡長

（右 大正九年四月二十日 山梨県指令土第一二五五号にて許可）

計画説明書

徳島堰用水路ハ御勅使川全流域ヲ横断暗渠長五百間ノ廻長三百七十間ハ明治三十六年以来大正八年ニ至ル迄順次眼鏡ニ改造ヲ為シ本年更二字新五十間ト称スル樹形堤防以南從来ノ暗渠開蓋等腐朽一部ハ己ニ陥落シ最モ危険ノ状態ニ瀕シ候ニ付今般改修ノ計画ヲ立テ候而シテ御勅使川ノ流域ハ現今旭村ノ南割地内ヲ流レ県ニ於テ災害復旧工事御施行ノ為縛継切ヲ為スモ樹形堤ノ北ニ流域変更ヲ來ス而已ニテ今回出願ノ場所ヘ落ツルノ患ナク平時ノ白磚ニシテ何等危険ヲ顧慮スルノ必要無之ニ付申願ノ期間ヲ利用シ工事ヲ施工セントスルノ計画ナリ

工事費支出方法

一、大正九年度徳島堰組合費才出臨時部第三カン土木費

第一項 用水路費一目改修工事費

金一万六千円ヨリ支出スルモノトス

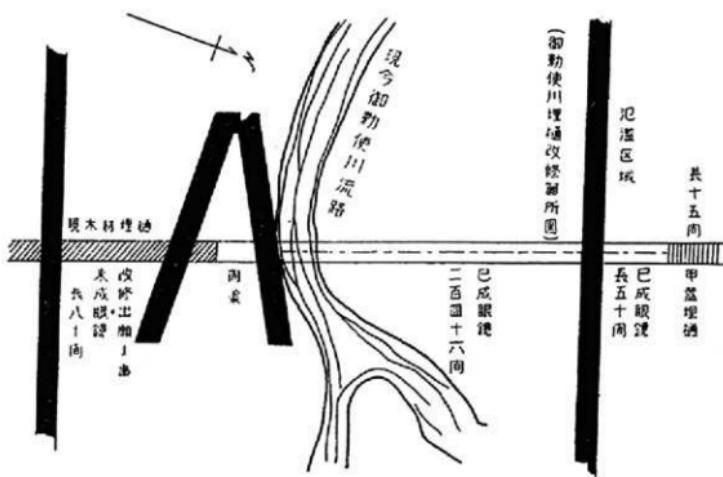
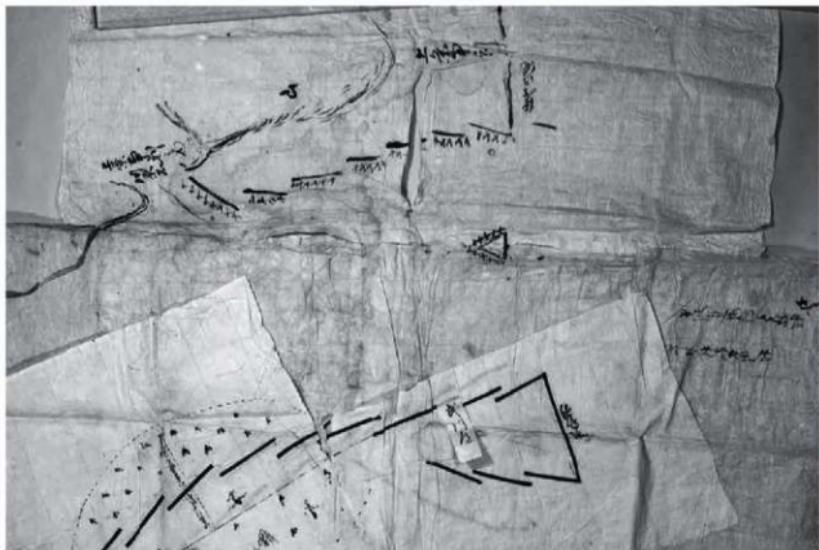
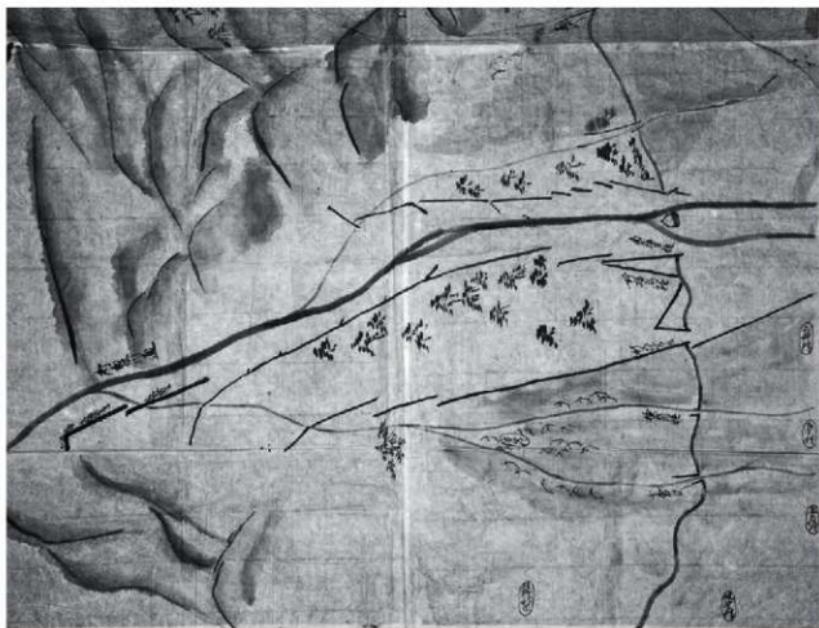


図 版

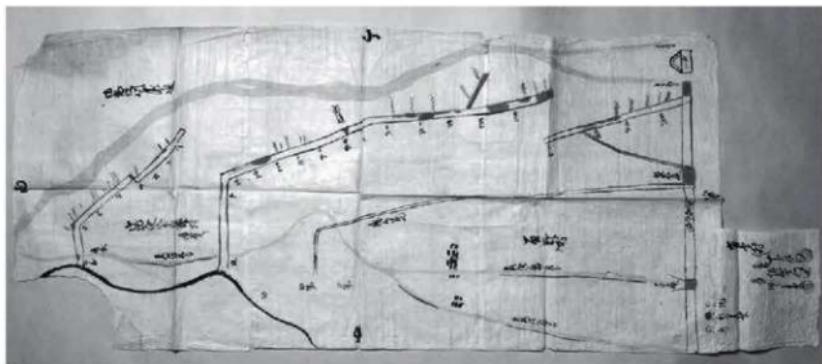


1. 水下二十二ヶ村川除堤修復繪図 年不詳（目録 5-43）（矢崎真里氏蔵）

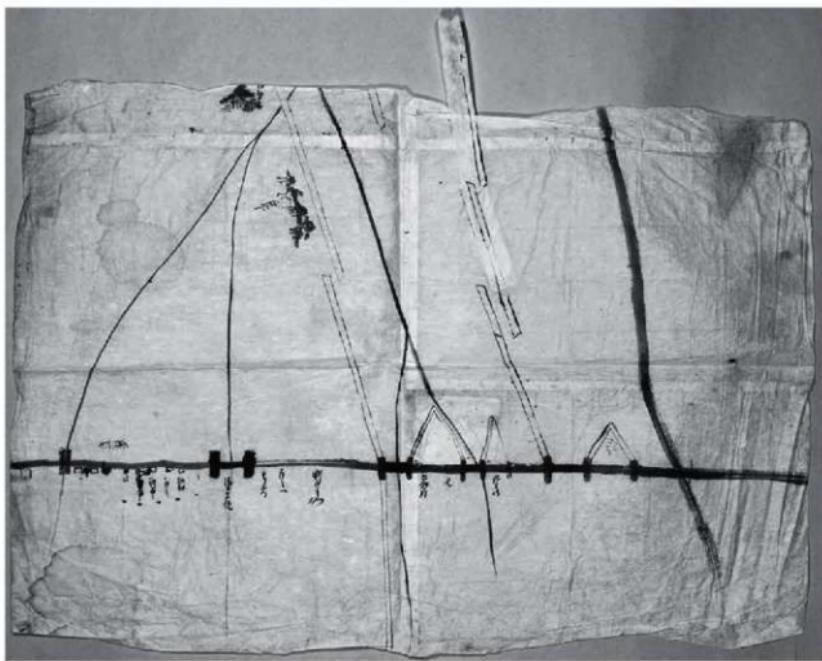


2. 徳島埋見取図 年不詳（目録 A-5）（矢崎信之氏蔵）

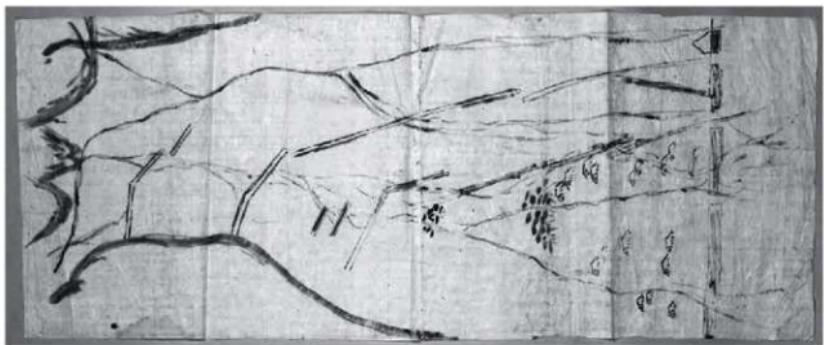
図版 2



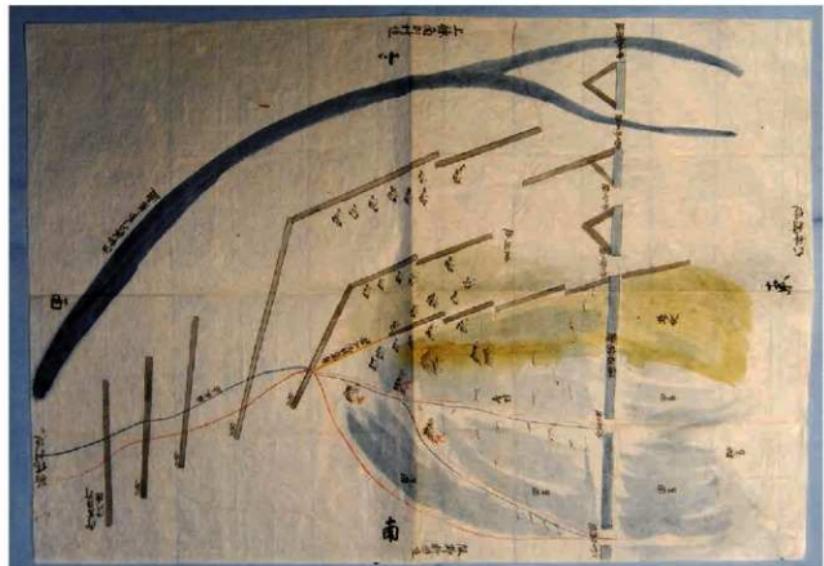
1. 御勅使川本瀬通新御普請所箇所付繪圖 年不詳（目録 5-18）（矢崎真里氏蔵）



2. 徳島堰水門龜繪圖 年不詳（目録 5-17）（矢崎真里氏蔵）

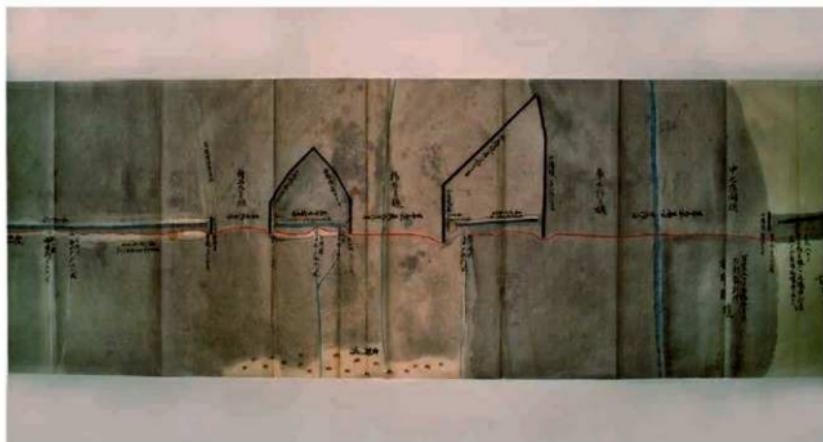


1. 有野村御勅使川通堤切所繪圖 年不詳 (5-30) (矢崎真里氏藏)



2. 御勅使川本瀬通堤普請箇所繪圖 年不詳 (目録 5-28-1) (矢崎真里氏藏)

図版 4



1. 德崎堀大口上円井村地内より流末曲輪田新田まで施繪図 廉応4年 部分 (古0-1038)
(山梨県立博物館蔵)



2. 巨摩郡下条南割村差出繪図 年不詳 部分 (古14-391) (山梨県立博物館蔵)



1. 巨摩郡下条南割村御普請所通路絵図 慶応4年（古 14-1849）（山梨県立博物館蔵）

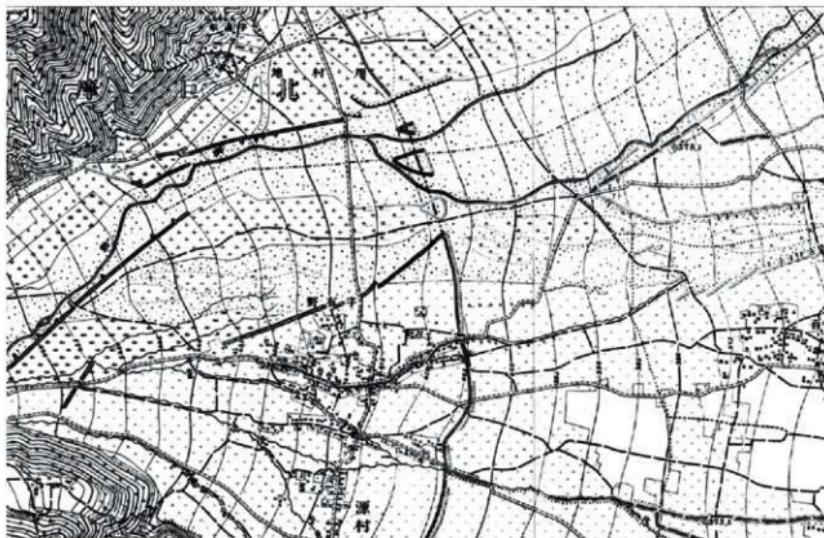


2. 巨摩郡下条南割村差出絵図 明治2年 部分（古 14-1215）（山梨県立博物館蔵）

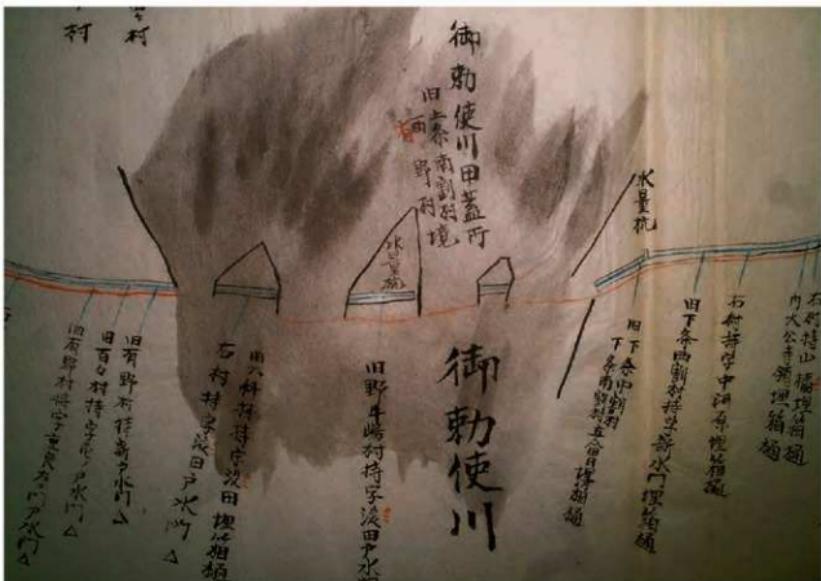
図版 6



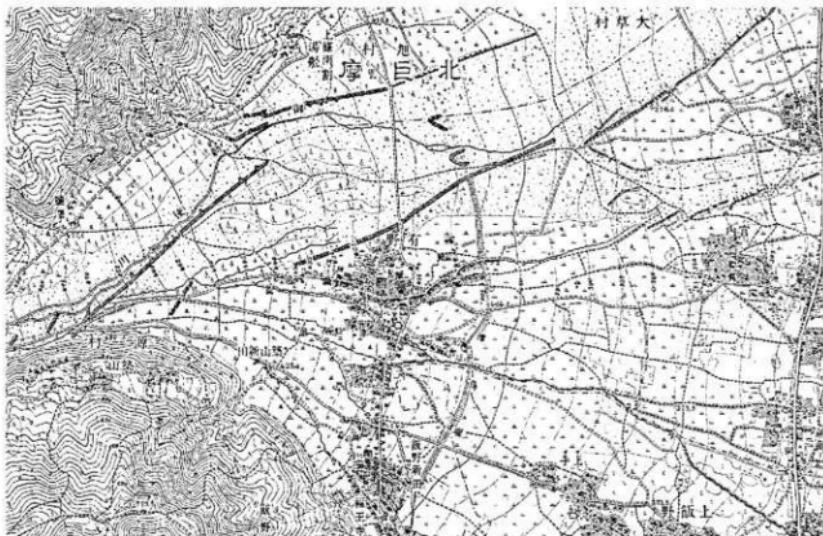
1. 明治4年未六科村堤防図 (『八田村誌』)



2. 明治21年測量地形図 (1/20,000)



1. 徳島堰の図 明治 12 年 (写 大正期) 部分 (若 095.1-16-1) (山梨県立博物館蔵)



2. 明治 21 年測量 同 43 年第一回修正 大正 5 年製版地形図 (1/25,000)

図版 8



1. 第3トレンチ南堤調査前写真（南東から）



2. 第3トレンチ南堤調査前写真（南から）



3. 第3トレンチ南堤調査前写真（南西から）



1. 第3トレンチ調査風景（北西から）

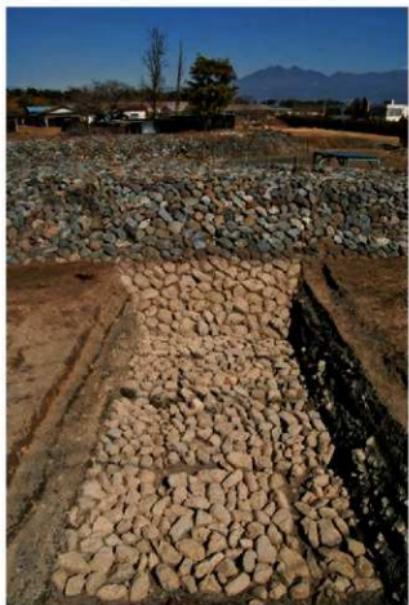


2. 第3トレンチ調査風景（北西から）

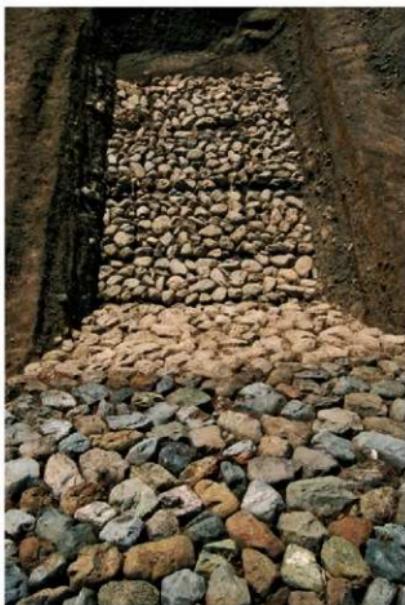


3. 第3トレンチ調査風景（北西から）

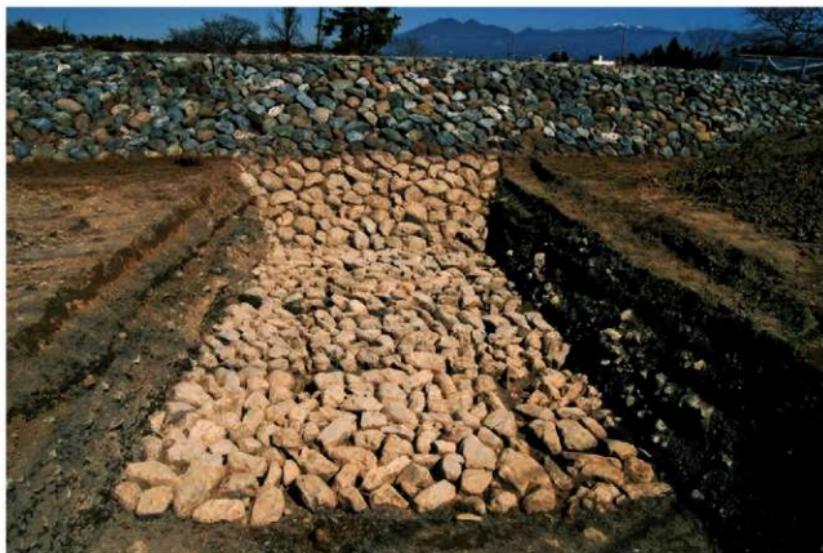
図版10



1. 第3トレンチ全景（南から）



2. 第3トレンチ全景（北から）



3. 第3トレンチ全景（南から）



1. 第3トレンチ木工沈床および西壁断面（東から）

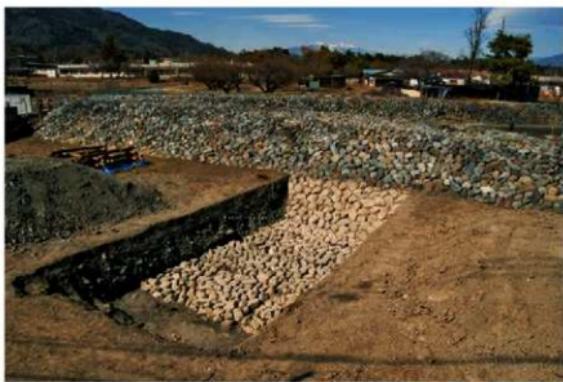


2. 第3トレンチ木工沈床および西壁断面（東から）



3. 第3トレンチ木工沈床（南から）

図版 12



1. 第3トレンチ遠景（南東から）



2. 第3トレンチ木工沈床（北から）



3. 第3トレンチ木工沈床および東壁断面（北西から）



1. 第3トレンチ木工沈床（西から）



2. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（d列丸鋼8）



3. 第3トレンチボルト（d列ボルト7）

図版 14



1. 第3トレンチ木工沈床丸銅（c列丸銅5）



2. 第3トレンチ木工沈床丸銅（c列丸銅5）



3. 第3トレンチ木工沈床丸銅（b列丸銅4）



1. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（b列丸鋼4）



2. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（c列丸鋼6）



3. 第3トレンチ木工沈床丸鋼（c列丸鋼6）

図版 16



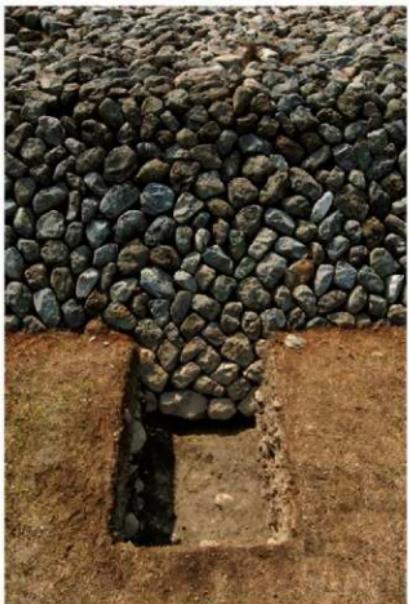
1. 第4トレンチ南堤調査前写真（北から）



2. 第4トレンチ遠景（東から）



3. 第4トレンチ西壁断面（東から）



1. 第4トレンチ全景（北から）



2. 第4トレンチ基底部（北から）



3. 第4トレンチ基底部（北から）

図版 18



1. 調査風景（北東から）



2. 調査風景（西から）



3. 調査風景（北西から）

報告書抄録

| | |
|--------|---|
| ふりがな | ますがたていぼう だいにじちょうさに |
| 書名 | 楕形堤防・第2次調査2- |
| 副書名 | 堤防遺跡の埋蔵文化財確認調査報告書 |
| シリーズ名 | 南アルプス市埋蔵文化財調査報告書 |
| シリーズ番号 | 第42集 |
| 編著者名 | 斎藤秀樹 |
| 編集機関 | 南アルプス市教育委員会 |
| 所在地 | 〒400-0492 山梨県南アルプス市鮎沢 1212 TEL 055-282-7269 |
| 発行年月日 | 2015年3月31日 |

| ふりがな 所収遺跡 | ふりがな 所在地 | コード | | 北緯 ° ′ ″ (世界測地系) | 東経 ° ′ ″ (世界測地系) | 調査期間 | 調査面積 (m ²) | 調査原因 |
|--------------|---------------------------------|-------|-------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|---------|
| | | 市町村 | 遺跡番号 | | | | | |
| 楕形堤防 | 山梨県南アルプス市有野 字北新田 3349、3346-3 | 19208 | SN-24 | 35° 39' 45" | 138° 26' 40" | 2013年3月4～ 2013年3月8日 | 45.0 | 試掘・確認調査 |

| 所収遺跡名 | 種別 | 主な時代 | 主な遺構 | 主な遺物 | 特記事項 |
|-------|-----|------|------|-----------|--|
| 楕形堤防 | 堤防址 | 近代 | 堤防 | ボルト 丸鋼 | 徳島堤の旧六科村水門を守る将棋頭状の堤防遺跡、根固めに木工沈床が敷設されていた。 |

南アルプス市埋蔵文化財調査報告書 第42集

山梨県南アルプス市

樹形堤防・第2次調査2-

発行日 2015年3月31日

発行者 南アルプス市教育委員会

〒400-0492

山梨県南アルプス市鮎沢1212

TEL 055-282-7269

印刷所 株式会社エンドレス

〒405-0014

山梨県山梨市上石森123

TEL 0553-22-4574